

第三編 行政史

第一章 緒言

谷山の行政史については、これを二つの時代に分けて前史と後史として記述する。前史については中世から近世、特に島津貴久以来の藩政時代から明治維新を経て廢藩置県に至り、さらに明治二十二年の憲法発布に伴い地方自治制度の確立を見るまでの行政史を取り扱うことにした。後史については地方自治体の発足から村制、町制、市制を実施してさらに昭和四十二年四月二十九日鹿児島市との対等合併により谷山市の解消に至るまでの行政史を取り扱うことにした。これが史料については、前史においては「鹿児島県地誌卷三」（明治十五年七月編成）と「鹿児島県史」（大正一四—一九年発行）と「鹿児島島の歴史」（昭和三十三年十二月発行）を主なる文献として取入れ、後史においては主として谷山市役所の資料を基とし、特に議会事務局長蔵之下繁を初め関係課への依頼調査によるもの多く、そのほか前田為信などの故老の言によって記述することにした。

ところで、前史においては島津藩政と鹿児島県政の行政機構が主となり、特に谷山についての行政史に触れることの少ないのはなほ遺憾である。また後史においても、谷山町役場が昭和二十年七月に大東亜戦争によるアメリカ軍の空襲によって焼失したので、役場の資料はほとんど残っていない。ただわずかに明治十一年作成の戸籍簿だけ

が重要資料として残っているにすぎない。よって、後史においても地方自治体発足の明治二十二年から昭和二十年に至る約五十七年間の史料をつまびらかにすることはできないので、この間は大略を記するに止めるしだいである。なお、後史について教育に関するものは「教育史」として、また勸業に関するものは「農業史」「水産業史」「商業史」「工業史」として別に章を設けることにしたが、谷山市の施設ならびに谷山に在る官庁公署などについては、この行政史の付録としてその沿革の概略を記することにした。

第二章 前 史

まず谷山の管轄について、その沿革の大綱は「鹿児島県地誌」の中に、「薩摩国谷山郡」（谷山は谿山とも書く）として出ている。

これによれば、古時（治承三年頃、西紀一一八九年）阿多宣澄が谷山郡および伊作郡日置南北郷を領していたが、平氏が亡ぼした源頼朝が宜澄の邑領を収めて没官領とし、守護嶋津忠久の治下に付せられることになり、当時谷山忠光が谷山郡の郡司となった。北条氏執政の時、嶋津忠時の庶長子忠継に本郡の山田、中村、上別府を与え、忠継は山田村にいて山田を氏とした。建武中興において嶋津貞久はのち足利氏に属し、この時谷山忠光四世の孫谷山五郎隆信は官軍に応じて嶋津氏と戦ったが、応永の初頃嶋津貴久によって谷山も戦火に見舞われた。天文八年（一五三九年）嶋津貴久が谷山城を抜いてから、その後は代々嶋津氏が谷山郡を領して地頭を置いた。そして、徳川氏の大政奉還後、明

治四年七月の廢藩置県によつて鹿児島県に属することとなった。以上がその管轄沿革の大綱概略であつて、詳細については本書の「中世史」および「近世史」にすでに説かれている通りである。薩隅日三州（日向は一部）が平定統一されたのは、島津氏第十五代貴久の天文年間（一五四〇年頃）であつて、貴久は士卒五人組をつくらせ、これを単位に組織を編成し、戦時と平時を問わず常に兵農一致の強兵策に出ずるもので、島津藩政の基本となつていた。このことから薩藩の行政組織は、郷士制度と外城制度に發展していき、また農民に強制せられた門割制度となつて、兵農一致の推進が強化されたのである。谷山もこれらの制度のもとに支配されたことはもちろんで、この制度を知ることが封建時代に島津藩の下における政状と民状の一端を伺うに足る。よつて、次に郷士制度と外城制度、それに門割制度の概要を述べることにする。

まず郷士制度と外城制度についてみるに、薩藩では武士の数が極めて多く、しかも他藩では武士は城下町に集中していたが、薩藩では城下町のみならず郷村に武士として配置し、兵農一致の政策をとつていた。城下町には鹿児島城（鶴丸城）があり、薩摩五十一郷、大隅四十二郷、日向諸県郡二十郷、合計百十三郷を外城とした。この外城は藩の直轄領で、地頭支配の地頭所の藩の重臣の支配下にある私領とに分けられていた。私領は薩摩十三か所、大隅七か所、日向一か所となつているが、谷山は私領ではなく藩直属の地頭所であつた。

各郷（現在の町村に当る）は数か村（現在の町村の大字）から成り、郷の中心に麓（ふもと府本）があり、郷の政庁たる地頭仮屋あるいは領主仮屋が置かれ、郷士または家来の大部分が麓に居住した。そして、地頭のもとに郷士年寄、組頭、横目の三役を置いて郷の実権を握つていた。郷士年寄は初め噺（あつかい）といつていたが、天明三年から郷士年

寄と改められ、二名ないし数名の年寄が郷内全般の政務をみていた。組頭（与頭とも書く）は郷士を数組に分けたその頭役であり、郷士の教導と地頭所の警備に当った。横目は数名から成り、諸務の取次ぎと検察、訴訟に当った。三役の下に書役、普請見廻、野廻、相談役、行司、郡見廻、櫛楮見廻、牧司、浦役、紙漉主取、雑紙藏雜紙主取、野町別当、庄屋、御鳥掛、うるし掛から鍛冶主取、石切主取、木挽主取、大工主取、染物王取、船大工主取、桶結主取などまで郷士が独占していた。

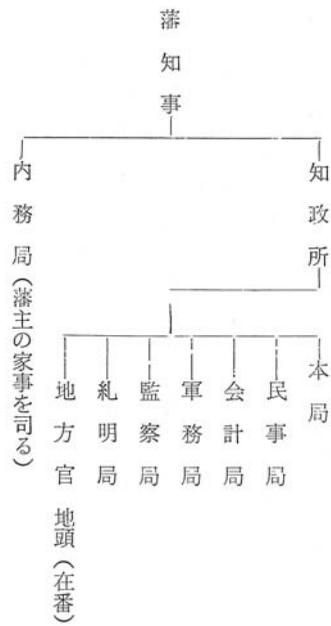
次に門割制度についてみるに、これは一つの村を幾つかの門（かど）に分ち、各門の戸数やその他の事情を考慮して各門に土地の割当面積を決定し交付したものである。その一村内における門数は、普通二十四、五門から六十門で、大きい村では百余門のところがあり、小さい村では七・八門に過ぎないところもあつた。門を構成する単位は家部で、通常四・五家部をもつて一門とし、十家部以上の門もあつた。村政の支配には庄屋が当り、庄屋は郷士から任命されたが、家部の戸主たる名子はもとより、方限の長たる名主と門の長たる名頭はすべて百姓であつた。そして農業による年貢は、だいたい四公六民とされていた。

なお、諸郷の漁村たる浦は勝手方家老の下にある船手の支配に属し、郷士年寄などの所役は船奉行の指揮を受けて管理していた。浦には郷士の浦役（村の庄屋に当る）が置かれ、その下に郷士役の浦役助があつて浦の大小によつてふたりないし五人が置かれた。さらに弁指と年行司の役があり、弁指は在郷の功才名主に当り、名頭から任せられる。浦浜人には門の組織はないが、水手屋敷（浦屋敷）の持主を名頭および名子とも男十五才から六十才までを用夫としたものも在郷と同様である。浦浜に対する課税は魚連上銀であつて、網や網付船にかかる運上である。このほか

漁師銀なるものもあつたが、これは浦浜人を除き郷士、家来、中宿等の漁撈者に課せられたもので、ひとりにつき銀一匁とされた。ところで、明治維新前における、谷山の統治は、上福元麓ふもと（谷山小学校々門東隣）に地頭仮屋が設けられ、地頭、年寄、横目、書役、郡見廻などの諸役がこの所で執務していた。その支配下にある上在かんざい、下在、中村、山田、五ヶ別府、和田、平川の農村には庄屋所を置き、松崎町には商業地の関係上特に会所を設け部当、横目を置いた。谷山の歴代地頭の氏名は記録散逸して知るに由ないが、三原伝左衛門と最後の上村行英が地頭として知られている。また郷士年寄、組頭、横目の三役には誰がなつていたか、庄屋や浦役には誰がなつていたかなども明かでない。ただわずかに町口の麓の松田氏が数代にわたつて年寄であつたことや、麓の佐藤源太衛門や名越高朗などが年寄であつたことは伝えられている。明治元年十月政府は従来の藩治職制を改めて、重役に執政、参政、公議人を置いた。次で、明治二年一月に薩長土肥四藩は連署上奏して、従来私有の形にあつた封土人民の奉還を請い、列藩もしいにこれにならうようになつて、各藩主は改めて藩知事に任ぜられた。明治二年二月には新たに制定された鹿児島藩の職制として、知政所が置かれることになつた。知政所は藩政の中樞でこれを本局とし、これに会計、軍務、監察、札幌の四局が置かれた。

地方政治の機関としては、外城に地頭と同副役が置かれ、諸島には在番が置かれた。地頭は郷内の政治、文事、武事を総掌し、在番もこれに準じた。

これによつて、従来の議政所以下の諸役員、家老、若年寄、大目付、諸番頭、諸奉行以下の諸職は全部廃官となつた。そして藩知事の下に、左の機構職制を見るに至つた。



なお地方の諸郷においては、従前のあつかい、組頭、横目などの諸役人は廃せられて、新たに小隊長、半隊長、分隊長が置かれた。小隊長以下は郷村常備隊の長であったが、同時に民政も兼ねしめた。尤も常備隊の編成は城下より大隊長、教頭などの軍務局幹部が諸郷に出張して、地頭および副役と合議して編成したものである。谷山では名越高朗が小隊長を勤めたことや、長野祐通が半隊長から小隊長に任ぜられたことなどはわかっているが、全部については明らかでない。

明治四年（一八七一年）七月廢藩置県の詔書が發布され、ここに全国二百余の各藩は名実共に解消して新たに三府七十二県（当時）となり、従来の知政所も県庁と改められた。翌五年二月県治条例によつて庶務、聴訟、租税、出納の四課が設けられ、旧藩兵は解体されて全国に四か所の鎮台（師団）が置かれた。庶務課は社寺、戸籍、文書、学事をつかさどるのほか、郡長、里正、戸長の監督と進退をつかさどった。聴訟課は訴訟審理と警察をつかさどり、租税

課は正税、雑税の徴収、豊凶を検し、また開墾、培植、山林、堤防、通船、漁獵、宮繕、社倉などをつかさどり、出納課は歳入歳出、その他一般会計をつかさどった。

県庁の機構整備と共に、県下各郷の行政組織も改められ、明治五年二月に外城常備隊は解散せられて諸郷に郡制がしかれた。郡には大体十郷を管轄する郡治所が置かれ、郡長（地頭に当たる）、副長、里正（郡長の属吏で庶務を担当）、副正、戸長、戸長助をもって構成された。郡長は郡政を治め教化をしき、庶務、聴訟、人畜、戸籍、租税、出納などの一切を総監し、その他勸業、軽罪の裁判、里正や戸長の監督も行なった。しかし、この郡制で重要なものは戸長職であった。それは新政府が国内人口を把握のため戸籍編成を必要とし、戸長をして新しい戸籍（壬申戸籍）をつくらしめたからである。この戸長は一郷に数人いて士族平民別々に扱ったが、なおこの戸籍には今日のような番地とせず番戸をもって何番戸とした。

郡制の当初において県下の郡治所は伊作、加治木、阿久根、牛山（大口）、揖宿（指宿）、種子島の七カ所にあつたが、谷山は伊作、阿多、田布施、永吉、永利と共に一郡を形成し、この郡長は田尻務であった。明治五年九月になると、地方は郷をもって大区、村をもって小区と呼ぶようになり、同時に郡長を大区戸長、副長や里正や副正を大区副戸長、戸長助を副戸長と呼んだが、戸長はそのままであった。続いて六年七月には戸長税所が大区毎に一カ所、鹿児島三町（上町、下町、西田）に各一カ所が設けられた。戸長の職掌は布達の廻送、戸籍の訂正、訴訟の申達、道路溝川の管理、その他鰥寡孤独者や行状のすぐれた者の上申などであった。

同年八月になると、各区の郡治所は廃せられて、これに代わる支庁が県下六カ所に置かるることになった。これに

よって郷村の行政組織は、県庁―支庁―戸長役所と改められた。県庁は鹿児島、谷山、吉田、桜島、郡山、伊集院、重富を直接管轄し、支庁としては加治木、隈之城、垂水、知覧、種子島、大島の六カ所にそれぞれ支庁が置かれた。さらにその翌年区長を置き、ついで支庁を廃止したので、行政系統は県令（県庁）―区長（区長事務扱所）―戸長（戸長役所）となった。県下には百九の大区が設けられたが、区長事務扱所の数は三十三であった。つまり、数大区に一つの区長事務扱所があったわけで、谷山は第四大区であるが、合一の区長事務扱い所を鹿児島郡の松原町に置いたのである。なお当時の区長は、地租改正の重要任務もあるので、大山県令は西郷と協議して帰郷中の近衛士官や私学校徒を選び、県下の区長はほとんど私学校関係者で占められた。

西南役後明治十二年に、従来の区（区長）は廃止せられて郡役所が置かれ、同時に戸長事務扱所（戸長役所）は戸長役場と改称し、戸長は公選となった。これは郡区町村編成法によるもので、この時の町村区分は細分化され、一村あるいは二、三町村に一戸長を置き、戸長数は五百九十九人（大島を除く）となって従前よりも大きく増加した。しかし、この小規模町村ではいろいろの不便があるので、自由民権運動に対処する意味もあって、明治十七年に民選戸長を一律に官選すると共に、戸長役場区域を拡大した。本県ではだいたいにおいて郷を単位とすることにし、大郷だけには二、三に分けて戸長役場を置いた。そして、この体制は明治二十二年の自治体市町村制施行まで続いた。

明治十二年十二月における町村数と戸長役場数を、鹿児島郡と谿山郡について見るに、鹿児島郡は鹿児島と吉田の二郷で七二町村、戸長役場四二（現在の鹿児島市は明治二十二年に市制をしき、それまでは鹿児島郡）で谿山郡は谷山一郷九町村、戸長役場五であった。谿山郡の町村は松崎町、上福元村、下福元村、和田村、塩屋村、中村、山田村

五カ別府村、平川村の九町村であり、戸長役場の置かれた所は上福元村、下福元村、中村、山田村、平川村の五カ所である。谿山郡の戸長役場は、その後に至り九町村の各所に置かれたが、さらに明治十七年九月谷山全郷に一方所の戸長役場を置いて上福元ほか八町村をすべた。谷山で五つの戸長役場のあった場所は、いずれもその地域の中央とさされているが、正確な位置は今日不明である。最後に一方所にまとまった戸長役場は上福元村の現谷山小学校の一隅にあり、児玉利謙がその戸長であった。

戸長は、県令または郡長の命令を受けて行政事務に当たるとともに、その町村の理事者として二様の性質を有していた。郡長の監督を受ける取扱いの諸費は地方税より支弁し、その町村限りあるいは数町村共同の利害にかかわる諸費は、その町村の協議をもって地価割、戸数割など適宜の方法を設けて支弁した。戸長の職務としては、県庁または郡役所よりの諸布達を管内の町村に回示し、反対に人民からの願伺届は奥書証印し、必要あれば意見書を付して県または郡に上申していた。また明治十七年十月に改められた戸長役場規程により、事務を庶務、収税、会計の三科を置くと共に、戸籍簿の整備に当った。なお戸長は、十七年十一月の教育令により相当区域内の学務委員を兼任したが、十八年十月教育の一項が戸長役場の事務に追加せられて学校の管理や建設をつかさどった。

戸長役場時代の取扱い事務は前述の通りであるが、地券の整備、地租の賦課と徴収、戸籍簿の作成と整備、だいたいのこの三つが廃藩置県後から戸長役場時代にかけての三つの柱であったようである。このほかに戸長役場時代には県や郡からの委託事務もあったが、行政の対象は郷土制度や門割制度、あるいは常備隊などの旧習もあって兵農政策が進められ、従って農業が勸業政策として重きをなしていた。なお谷山には漁業が昔から盛んであったので、浦役人も置

かれ、漁業も重要な産業政策の一つであった。これは、谷山が半農半漁の郷町として、昔から有名であったことにもよる。

戸長役場の位置がはっきりわかっていないとは前にも述べておいたが、だれがどの戸長に就任していたかも明らかでない。伝えられるところによれば、左の人々が戸長であったとされているが、これもぜんぶではない。

戸長

松田彌左エ門 (年代不明、旧戸長)

佐葉 幸内 (年代不明、旧戸長)

吉井 友輔 (年代不明)

平井 政徳 (年代不明)

長野 祐通 (明治五年頃)

大脇 為政 (明治六年頃)

平井 政一 (明治六年頃)

松田 為徳 (年代不明)

伊地知季治 (明治十二年公選、同十七年十月ふたたび戸長)

児玉 利謙 (明治十七年以來、最後の戸長)

なお、谷山郷には五つの戸長役場があったので、どの戸長がどの役場に戸長として就任されたかは明らかでない。

ただ、最後の戸長であった児玉利謙は、上福元村ほか谷山郷内の八町村を一丸とした戸長であった。

ここで、戸長役場時代における戸数および人口、税地（民有地）と貢税、物産とその数量を、明治十五年七月に出版された「鹿児島県地誌」について、その統計を拾うと左表のように示されている。

明治15年頃の戸数及び人口

(鹿児島県地誌による)

地区別	戸数					人口		
	本籍	士族	平民	寄留	社計	男	女	計
松崎町	482	(28)	(454)	7	1	1,242	1,276	2,518
上福元村	1,237	(357)	(880)		2	1,797	1,444	4,841
下福元村	1,015	(157)	(858)	1	3	2,507	2,513	5,020
和田村	412	(12)	(400)	5	1	942	958	1,900
塩屋村	485	(49)	(436)		1	928	1,011	1,939
平川村	444	(55)	(389)	7	1	1,095	1,032	2,127
山田村	336	(83)	(283)	3	1	739	769	1,158
中村	418	(93)	(325)	4	1	962	1,046	2,008
五ヶ別府村	326	(130)	(196)	10	1	748	779	1,527
計					5,234戸			23,038人

明治15年頃の物産と数量（鹿児島県史による）

物産名	品名と数量	主産地
水産物	たい 120,000尾、鯖鱈1,850,000尾、鯛5,000尾 章魚 10,000斤、うるむ100,000斤、雑魚43,200尾	和田、上福元、松崎
農産物	米 4,997石3斗、雑穀5,415石1斗、甘藷3,188,296斤 麻 560斤、藍菊55,000斤、煙草4,950斤 牛蒡 30,000束、藍菜1,200斤、椿2,000貫 柿 220,000斤、薪33,000束	松崎を除く各村 松崎を除く各村 山田、中村 柿は平川
飲食物	製茶 15,390斤、菜麵1,062斤	茶は松崎、和田、塩屋を除く各村 菜麵は松崎
器用物	木履 50,000足	下福元
飲産物	錫 25,000斤	下福元の錫山

かくして、地頭時代から幾變遷を経て戸長時代に入った次第であるが、この間約一千年、その支配者は地方の豪族あるいは藩の役人の時代が長く、郷士年寄、常備隊長、戸長に至つてようやく郷士が支配の座についていた。明治維新によつて日本の封建制度は終止符を打たれたとされているのであるが、わが鹿兒島では谷山も土族平民の区別がいっこうに消えず、戸長にしても郷士以外の者は成れなかつた。辺田部落や五ヶ別府などの土族は農業も営んでいたが、一般の農民はもとより漁民も商人も麓ふもとの郷士の勢力下にあつた。

住民の生業としては、前にも述べたように農業が主であり、それに漁業も重要な地位を占めていた。また谷山郷において松崎だけが町であり、漁村の浦浜をひかえた松崎の商家も相当に栄えていた。この農業と漁業は、大正時代、昭和初期に至る頃まで谷山における生産業の二大柱であつた。

第三章 後 史

第一節 概 説

廢藩置県から十九年経つて明治二十二年二月十一日に大日本帝国憲法が發布され、翌二十三年十一月に第一回帝國議會が開会せられた。一方、常備隊から戸長制へと変遷をたどつた地方制度は、憲法發布と同年の明治二十二年（一八八九年）の市制および町村制の施行によつて、今日の町村制の基礎がほぼでき上つた。ことに市町村は單なる行政区画であるだけでなく、公法人としての資格を認められて自治体としての地位が確立した。一面、町村にはその固有

事務より国あるいは県などの委任事務が多く、そのため種々の問題もふくんでいたが、自治行政の確立を見た点においてまことに画期的なものである。

本県ではこの年、大島郡五島および川辺郡十島を除いて、一町百十四町村が出現（旧町村六百九）し、鹿児島市は旧城下の五十町村が鹿児島郡から独立して市制を布いた。新町村の編成にあたり問題となった大きなことの一つは、町村区域の画定である。政府の方針では、およそ三百戸ないし五百戸をもって標準としたが、本県ではこのくらいの戸数をもってしては独立が困難であるとの理由から、だいたい封建時代の郷を単位として新町村とした。県当局を始め上層部の郷単位の見解は、従来の麓を中心とする郷政の継続であり、その圧制の思い出は一部の反対意見を生んだが聞かれず、結局は全国にもまれな大町村が出現した。すなわち、人口一万を越す町村が県内に二十二となり、谷山村は二万二千余人、頼娃村は一万八千余人、戸数は両村とも四千を越していた（明治二十一年八月）。谷山が日本全国中の三大村の一つと言われたのもこれなるかなである。

さて、これより谷山行政の後史すなわち村制、町制、市制を通じて、まず歴代の首長、助役、収入役の氏名と、議長および副議長の氏名、ならびに村町市の各議会議員の氏名を左に掲げる。

第二節 歴代の首長、助役、収入役

順位	首長氏名	就任年月	助役氏名	収入役氏名	備考
1 初代村長	伊地知 季治 (八カ年)	明治二十二年六月 同 三十年六月	伊集院 兼才	伊集院 雄助 木原 伴助	明治二十二年六月 村制施行
2 二代村長	佐藤 清真 (十二カ年)	明治三十年六月 同四十二年六月	山下 正 厚地 正恒	不 明	
3 三代村長	佐藤 清光 (十五カ年)	明治四十二年六月 大正十三年六月	厚地 正恒 相良 八郎太	富迫 周次郎	
4 四代村長	松元 仁市郎 (二カ月)	大正十三年七月 同 十三年八月	相良 八郎太	富迫 周次郎	
初代町長	松元 仁市郎 (十三カ年)	大正十三年九月 昭和十二年七月	前田 為信 木原 定恒	富迫 周次郎	大正十三年九月一日 町制施行

9 二代市長	初代市長	8 五代町長	7 四代町長	6 三代町長	5 二代町長
川元 浩 (五カ年余)	桑鶴 実 (約四カ年)	桑鶴 実 (八カ年余)	松元 仁市郎 (四カ年)	伊地知 四郎 (五カ年)	伊地知 栄二 (四カ年)
昭和三十七年七月 同四十二年四月	昭和三十三年十月 同三十七年六月	昭和二十六年五月 同三十三年九月	昭和二十二年四月 同二十六年三月	昭和十六年十月 同二十一年十月	昭和十二年七月 同十六年十月
竹下一夫	川元 浩	大山五之助 川元 浩	第一、大山五之助 第二、安樂正矩	入佐清之丞	桑畑市之助
前嶋栄二	福重清蔵	福重清蔵	福重清蔵	桑畑市之助 大山五之助	富迫周次郎
昭和四十二年四月二十 九日鹿兒島市と合併	昭和三十三年十月一 日市制施行	決選投票行わる	あり 地方自治法の大改正		

第三節 歴代の議長、副議長と議員

順位	議長氏名	就任年月	副議長氏名	備考
暫定	草水厚 (約十カ年)	昭和二十二年十一月 同二十二年三月	なし	議員の中から選ばれた座長
初代議長	川畑一二 (四カ年)	昭和二十二年五月 同二十六年三月	青木荘内	議員の中から選ばれた正式議長(自治法改正)
二代議長	上村進 (四カ年)	昭和二十六年五月 同三十年四月	中間静次	
三代議長	前田新太郎 (四カ年)	昭和三十年五月 同三十四年三月	黒木良之助 上入来盛	
四代議長	宮内善次 (約一カ月)	昭和三十四年三月 同三十四年四月	上入来盛	臨時議長

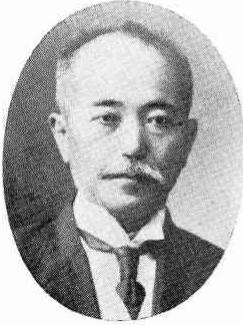
五代議長	大野 範義 (四九年)	昭和三十四年五月 同 三十八年四月	竹下 実治 福島 善之助	
六代議長	福島 善之助 (約五九年)	昭和三十八年七月 同 四十二年四月	上入来 幸吉	昭和四十二年四月二十九日鹿児島市と合併す。 議員の任期は一カ年延長さる。

次に、歴代の議員を左に掲げる。議員定数は人口数の比例によって決められるのであるが、谷山においては町制以來だいたい三十人が定数であり、現在でも三十人である。

議会における常任委員会は昭和三十三年の市制施行以来、総務委員会、文教厚生委員会、産業経済委員会、建設委員会が設置されている。このほか特殊の重要問題については特別委員会が設けられる。たとえば、鹿児島市との合併に関し合併対策特別委員会が設けられたとき、この例である。

なお、議会における右の各種委員会のほかに行政委員会がある。この行政委員会は特別職その他の人々より成り、現在は教育委員会五名、農業委員会二〇名、選挙管理委員会四名、監査委員会二名、固定資産評価委員会三名となっている。またこのほかに、各種の委員会あるいは協議会が設けられ、昭和四十一年十一月三十日現在では防災会議一九名、農政審議会一六名、都市計画審議会四名、社会教育審議会二〇名、青少年対策審議会三〇名、区画整理委員会二〇名、社会福祉協議会一七名、公民館審議会二〇名、民生委員推せん委員会一四名、児童委員五九名、人権擁護委員二名、郷土史編集委員七名、文化財保護委員六名がある。

歴 代 の 首 長



三代村長 佐藤清光



二代村長 佐藤清真



初代村長 伊地知季治



六代町長 伊地知四郎



五代町長 伊地知栄二



四代町長 松元仁市郎



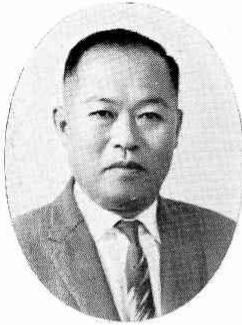
八代市長 桑鶴 実



七代町長 松元仁市郎

昭和二十一年までの首長は議員の推薦に依る。
昭和二十二年以降の首長は自治法の大改正によって住民の公選となる。

歴 代 の 議 長



三代議長 前田新太郎



二代議長 上村 進



初代議長 川畑一三



五代議長 大野箴義



四代議長 宮内善次

昭和二年以前には議長は置かれず、首長が座長となっていた。草水厚は議員として始めて座長席についたもので、正式の議長ではなかった。議長が正式に認められたのは、昭和二十二年の地方自治法の大改正によって議員の中から選ばれてからである。

さて、明治二十二年の自治体による村制実施から昭和二十二年三月に至るまでの間に、どんな人が議員に当選して自治行政につくしたのであるか、その議員名をあげるとおよそ次の通りである。およそしたのは、自治体の当時あるいは初期時代の村会議員については、これを知る資料が残っていないからである。したがって、ここでは調査判明したる議員名とその任期を掲げることにしたので、この点各位のご了承を得たいのである。

まず、昭和二十二年三月以前において、三期以上の議員、二期以上の議員、一期だけの議員を示すと、次のようになっている。

三期（十二年）以上の議員（順序不同）

柿元清次

田中穂積

平田忠一

草水 厚

国生嘉之助

小倉善四郎

浜島藤次郎

竹之内宗之助

浜崎常吉

今原矢一郎

市来貞蔵

青木荘内

○黒木良之助

二期（八年）以上の議員（順序不同）

八色彦次郎

前田三畷

栗田喜之丞

○前田為信

上山栄之助

前田甚畷

大脇為明

水元嘉次郎

上床清志

○是枝梅太郎

青木景義

一期（四年）議員であった人（順序不同）

辻 国義

大徳敬二

切手吉蔵

下玉利善之丞

堀脇蔵助

松元喜之助

入佐俊光

坂本畷五郎

入佐清之丞

安楽兼愛

黒丸市助

川畑慶吉

川畑 惣

中村矢一郎

浜田新之丞

富迫十右衛門

厚地直左衛門

高田虎吉

福留彦左衛門

鬼塚早苗

福留太郎

新保勇七

堀田末吉

浦西善四郎

中条軍時

伊地知壯一

川村壯八

山下矢一郎

黒木美義

川畑孫七

川畑佐助

有山長太郎

宮原長吉

木村吉次郎

福島 純

下福権四郎

竹之内市左衛門

柿元善之助

福徳藤次郎

田之上三助

○上入来盛

秋広長右衛門

上村山之丞

堂満畷次郎

名越高業

国料国盛

階元兼義

駒走貞光

今村藤市

西 助市

中野源之丞

川元 徹

鬼丸佐太郎

園田万四郎

芝野蔵助

松元知良

栗山金次郎

宮原国吉

沼田兼造

次に、昭和二十二年地方自治法改正施行後（終戦後）より同四十二年の現在に至るまでの議員名とその年数を掲げると左の通りである。

昭和二十二年四月以来の議員（順序不同）

大野範義

二十年

横山重雄

八年

竹之内政夫

十二年

上村 進

八年

○黒木良之助

十六年

上村藤一

十二年

川田代善之進

十六年

前田新太郎

十二年

四元武雄	十六年	寄田 風	十二年	橋口武常	十二年	中間一光	十二年
春日信夫	八年	竹之内己義	八年	竹下実治	八年	内山 春	二八年
松元良明	八年	上入来幸吉	八年	大坪 勇	八年	園田光徳	八年
川畑一二	四年	高城泰造	四年	池平定吉	四年	○是枝梅太郎	四年
岩永松彦	四年	新西勇一	四年	黒木彌之進	四年	青木莊内	四年
本町長吉	四年	○前田為信	四年	茂利静造	四年	竹脇 猛	四年
徳田英次	十六年	山下藤雄	十六年	上村利吉	十二年	宮内直衛	十二年
大脇伸雄	十二年	小倉幸	十二年	上村 進	八年	西重 盛	八年
地福 馨	八年	中村重雄	八年	福島喜之助	十六年	米森佐津天	八年
宮内善次	八年	竹内英治	八年	今和泉愛吉	九年	松元重雄	八年
川添清二	八年	寺田源助	八年	蕨野裕吉	八年	青木重威	八年
田中芳畷	四年	秋広甚助	四年	松山英徳	四年	小原俊雄	四年
中間静次	四年	高田忠吉	四年	芝元正次郎	四年	有村己之助	四年
永里重行	四年	田中篤天	四年	瀬戸口喜右衛門	四年	宮園友二	四年
川路愛之助	四年	松元皓	四年	丸田武教	四年	秋広清次	四年
増田 肇	四年	折田啓二	四年	上野喜義	四年	川畑秀吉	四年

藤野光盛	四年	川上三岳	四年	山口健吉	四年	原川正光	四年
新西哲雄	四年	福満市次郎	四年	厚地 墾	四年	木屋尾政己	四年
日高実	四年	三原清磨	四年	今井文夫	四年	森山正一	四年
○上入来盛	四年	川路益己	一年				

(注) ○印の議員は戦前戦後にわたる者であつて、これを通算すると、黒木良之助三十九ヶ年、前田為信十二ヶ年、是枝梅太郎十二ヶ年、上入来盛八ヶ年となる。

第四節 役場の庁舎

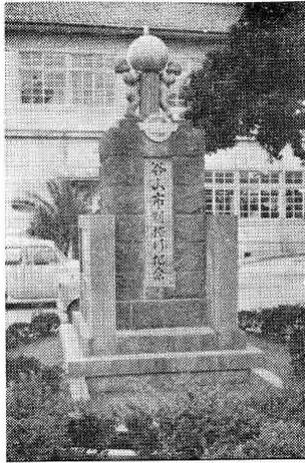
明治初年頃での地頭仮屋は、今の谷山小学校の敷地内でイスの木のある所にあつたと伝えられている。ピラミッド型に築かれた二重の石垣も昔の森山尋常小学校(今の谷山小学校)に石垣として残っていた。戸長役場となつて初めの所在地はどこであつたか明らかでないが、あるいは地頭仮屋の跡を一時使用していたとの説もあり、あるいは初めから今の市役所の東隣り(現に鹿児島法務局谷山出張所の在るところ)にあつたとも言われている。谷山村役場となつてからは、その庁舎は明らかに現市役所の東隣りに木造平屋建として存在していた。

村役場の西隣りは谷山高等小学校があつたが、台風のために倒壊したので、今の福祉会館のある所に校舎を移した。(この校舎は後に谷山女子校となつている)高等小学校が移ると、ここに役場の庁舎が新築されて、村制から町制を

迎えたのである。なお、村役場の建物は町の伊牟田良之助が買取ってこれに改造を加え、現に横町の伊牟田商店になっている。

現在の市役所は、前の町役場を引継いだものであるが、それが昭和二十年七月アメリカ軍の空襲によって焼失したので、昭和二十四年四月に建てられたものである。焼失から二十四年の新築まで谷山の役場事務は田辺の新生工業株式会社の本館に移され、ここからまた煙草^{たばこ}収納所に移されていた。それから昭和二十七年四月に市庁舎は増設され、さらに同三十八年十月にも増設されて、現在に見る庁舎となっているのである。なお、昔は役場の前通りを仮屋馬場と呼んでいたが、今は役場通りと呼んでいる。

市役所の前庭には、この写真に見るような市制施行記念碑が建っている。この記念碑には、次の通り刻まれている。



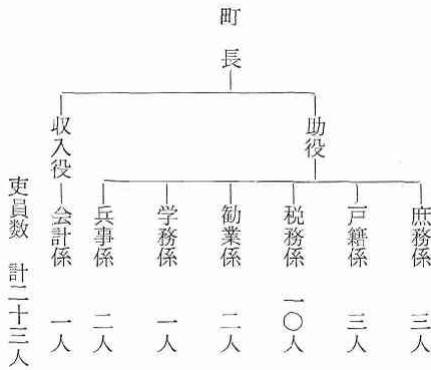
すなわち、明治二十二年村制施行、大正十三年九月一日町制施行、昭和三十三年十月一日市制施行、初代市長桑鶴実、助役川元浩、収入役福重清蔵、人口三九六七一人、面積九七・六五平方キロメートルとあり、さらに当時の市会議員として、中村重夫、川添清二、大野範義、竹内英治、橋口武常、黒木弥之進、小倉幸、上村利吉、大脇仲雄、黒木良之助、上入来盛、福島善之助、竹之内政夫、蕨野裕吉、前田新太郎、四元武雄、秋広清次、宮内直衛、米森佐津夫、松元晴、中間一光、徳田英次、川路愛之助、寺田源助、丸田武教、今和泉愛吉、宮園友二、青木重威、宮内善次、山下藤雄の三十名が刻まれている。鹿児島市と合併の後、こ

の庁舎は鹿児島市の谷山支所となるであろうが、同時に右の記念碑はそのままに残して置いてもらいたいものである。

第五節 役場機構の消長

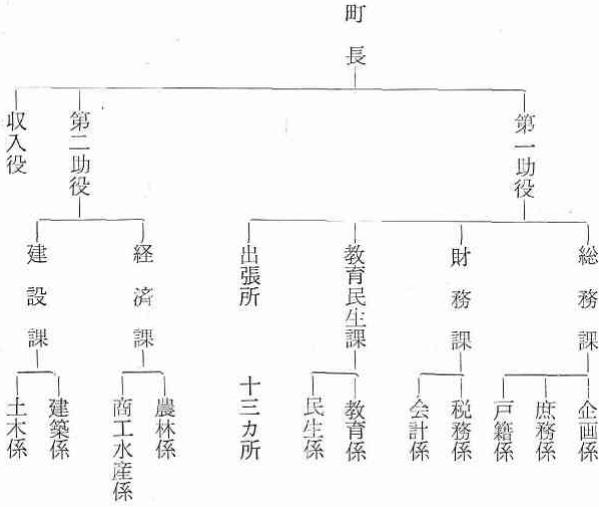
戸長役場から村役場となり、さらに町役場となり市役所と発展するにつけ、役場機構も係から課となり、また役場吏員の数もしだいに増加していった。

大正十三年町制を施行した当時の役場機構は、これを当時の助役前田為信や吏員福重清蔵（後に収入役）の談によると、次の通りである。



ここで、戸籍係は村制時代から区裁判所の委託業務であり、兵事係は県の兵事務の委託業務であった。勸業係は土木、農林、漁業、商業を担当していたが、県のそれぞれの指導員が出仕して指導していた。

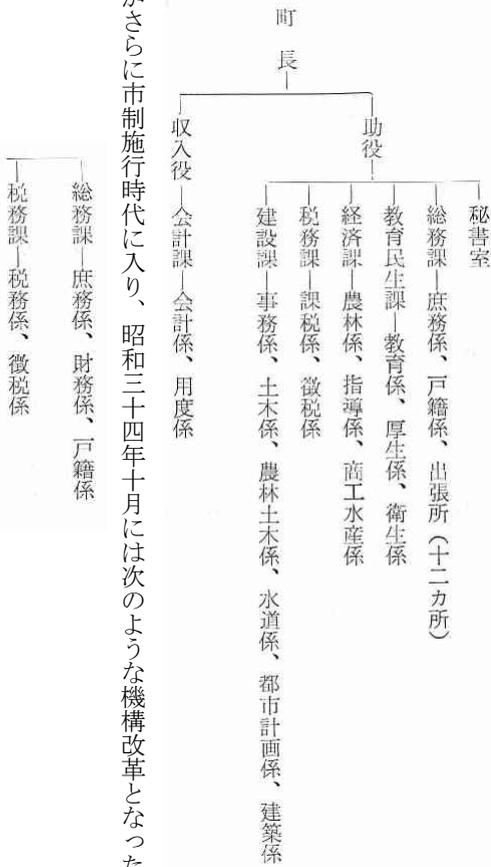
昭和二十六年の役場機構を見ると、昭和二十四年の全国的な改組と相まって、次のように拡大された。



(註) 出張所は昭和二十四年五月に原口、東部、西上福、中、山田、五カ別府、和田、慈眼寺、坂之上、福平、平川、錫山の十二カ所に設置された。

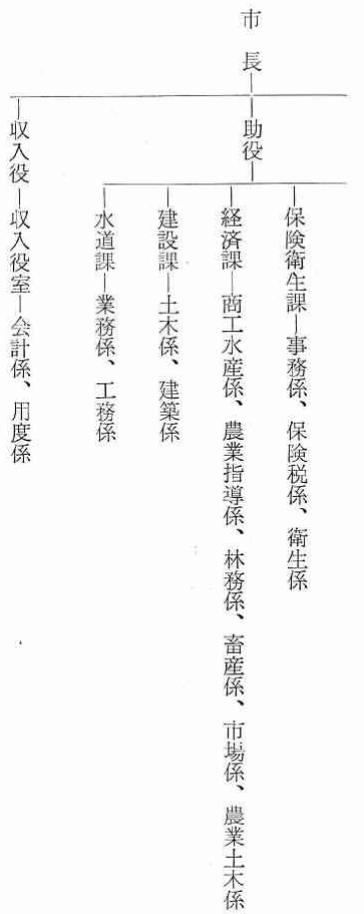
職員数は、事務吏員九〇人、技術吏員一〇人、雇員一九人、傭員五人、嘱託四人、計二二八人となった。また、この改組に当っては従来の附属員制度を廃止して、管内に十三の出張所を置くことにした。

昭和二十七年十月には機構がまた改正せられて、ここに課の設置を見た。これによると



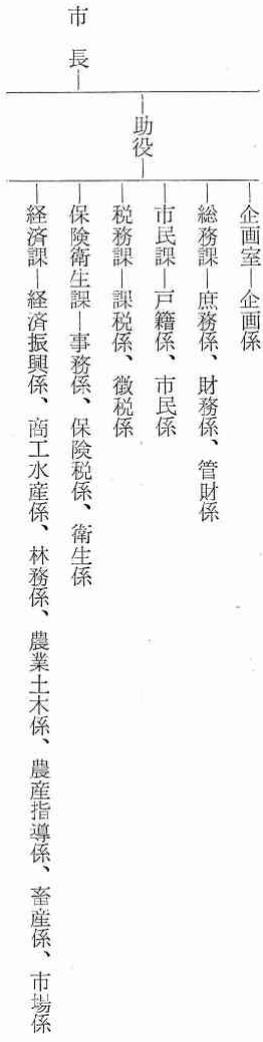
これがさらに市制施行時代に入り、昭和三十四年十月には次のような機構改革となった。すなわち

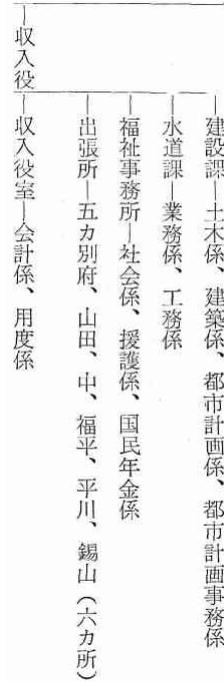




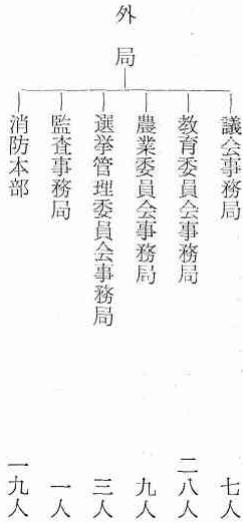
右の機構による職員数は、事務吏員一〇五人、技術吏員四三人、雇傭員五〇人、計一九八人となっている。

昭和三十八年十月になると、また機構改正が行なわれた。これによると、市民課と福祉事務所が新設され、出張所は五カ所となった。





この職員数は、事務吏員九六人、技術吏員二六人、雇員七四人、合計一九六人となっている。
 このほかに、次の外局がある。



外局職員数の合計は六七人で、市長事務部局一九六人を合算すれば二六三人となる。

昭和四十一年十一月三十日現在における市長事務部局の機構では、企画室の中に開発係が加えられ、また総務課には人事係が新に追加されている。

第六節 財政の規模

歳入歳出の予算額について、昭和十六年以前のものは谷山役場戦火のため消失し、鹿児島県庁にも見当たらない。自治体発足の明治二十二年から明治の末期ごろに至る予算額は、数万円から十数万円内外ではなかったろうかと想像される。初代の伊地知季治村長の給料は月十二円であつたと、故老に聞いている。また当時における米一升の値段は八錢であつたと聞いており、筆者の幼時（明治三十五年頃）の米価は一升十二錢であつたことを記憶している。こんな貨幣価値の時代から推せば、谷山村の財政が数万円であつたと見るのは別に不思議もない。

昭和十三年頃の松元町長の月俸は七十五円から八十円ぐらいであつたと、当時の前田助役は述べている。町長の交際費は、これも前田助役の話によると、特別賞与の名目で月俸とほぼ同額であつたので、県の指導員に対する接待や議員に対するもてなしはこの交際費では不足し、不足分は町長自腹で支払つていたという。初代の伊地知村長のごときは十二円の月給をさいて吏員に恵んでいたというから、松元町長に至る歴代首長の交際費はほとんど自弁であつたと思われる。当時の市町村長はどこでも名誉職と考えられ、またそれを誇りともしたから薄給などは問題としていなかった。特に伊地知四郎町長のごときは無報酬をもつて任ぜられていたぐらいである。

昭和二十二年に自治法の大改正があり、これと同時に三役や一般吏員の給与も相当に増額せられたが、それでも町長の月俸は千二百円、助役が千百円、収入役が九百円であり、吏員の月給は推して知るべしである。こんな次第で、昭和十年頃までは予算も百万円程度に過ぎなかつたと想像される。

さて、谷山の一般会計について昭和十七年以來の歳入歳出決算額を示すと次の通りである。昭和十七年は三十七万
 余円であったが、三十九年には四億九千二百余万円となり、財政規模は著しく増大しつつある。

一般会計歳入歳出決算額

年 度	歳 入 決 算 額	歳 出 決 算 額
	円 銭	円 銭
17年	361,643.85	267,336.04
18	445,505.48	318,100.84
19	547,352.37	353,320.28
20	823,220.00	433,348.07
21	2,822,754.59	2,144,833.31
22	8,677,618.90	6,580,281.36
23	51,962,547.11	26,861,162.49
24	86,083,377.17	67,304,554.28
25	100,695,169.07	80,118,631.46
26	125,588,841.06	101,391,548.66
27	866,126.47	146,623,471.94
28	151,500,653.64	143,603,969.19
29	157,214,767.00	133,235,052.00
30	147,706,005.00	143,662,972.00
31	123,142,443.00	122,934,486.00
32	129,928,251.00	133,091,009.00
33	147,181,492.00	21,766,271.00
34	185,563,964.00	168,862,409.00
35	211,757,452.00	193,277,262.00
36	262,981,907.00	242,273,778.00
37	337,714,111.00	321,018,976.00
38	399,800,546.00	50,163,072.00
39	492,210,467.00	474,163,478.00

右一般会計の実績は毎年黒字になっているが、このほかに特別会計として上水道事業、簡易水道事業、青果市場事

業、国民健康保険事業などがあって、財政全体としては毎年必ずしも黒字となっていない。終戦後から昭和三十年頃までには全国的にも地方自治体は相当の赤字に苦しみ、その間昭和二十六年シャープ勧告により地方税制の改革に基づいて財政の建て直しを図ったのである。谷山の財政は三十一年頃まで約三千万円の赤字であったが、財政立直しに苦心したのは当時の桑鶴町長と議会の委員長黒木弥之進であつて三十二年頃から黒字になった。

昭和三十八年度一般会計の当初予算をここに抽出してみると、総計三億三千三百余万円のうち、自己財源による市税、使用料手数料公営企業および財産収入、雑収入の計は一億九百余万円で、総計に対する比は約三〇%であり、七〇%の大部分は地方交付金、国と県の支出金、市債その他によつてゐる。この比率は全国の地方自治体に多少の相違こそあれ、地方自治体としては大体の通例である。なお、三十八年三月末の一般及び特別会計における市債高は合計一億六千四百万円となつてゐる。

第七節 人口の推移

明治十五年における戸数五三三四戸人口三三〇三八人はすでに記しておいたが、ここでは大正九年以来の世帯数と人口数を役場資料によつて掲げる。これによると、明治十五年当時から昭和十年頃までは大した増加はない。昭和二十二年から同二十五年頃まで人口数が四万人台となつたのは、復員軍人や外地引揚者の帰郷が主なる原因であるが、昭和三十年後は幾分減少してゐる。しかし昭和四十年以降には人口がふえだした。これは、鹿児島市の発展につれて

その隣接地である谷山に人口が移動しつつあることを物語るものであつて、日本の地方人口特に農漁村人口が減少しつつあるときに、谷山市は鹿児島市の一翼として、また中規模地方開発都市として人口の増加を示すものである。

世帯数及び人口数（各年10月1日現在）

区分 年次	世帯数	人口数		
		男	女	計
大正9年	—	—	—	25,986
“ 14 ”	—	—	—	26,903
昭和5 “	5,813	13,260	14,966	28,226
“ 10 ”	5,813	13,445	14,906	28,351
“ 17 ”	6,086	13,361	16,690	30,051
“ 22 ”	8,765	19,218	21,581	40,799
“ 25 ”	8,648	19,075	21,023	40,098
“ 30 ”	8,720	19,004	20,667	39,671
“ 31 ”	8,738	18,995	20,747	39,742
“ 32 ”	8,747	19,001	20,688	39,689
“ 33 ”	8,792	19,198	20,768	39,966
“ 34 ”	8,861	19,318	20,635	39,953
“ 35 ”	9,166	18,347	20,293	38,640
“ 36 ”	9,233	18,166	20,315	38,485
“ 37 ”	9,287	18,122	20,253	38,365
“ 38 ”	9,393	18,337	20,486	38,873
“ 39 ”	11,057	20,315	21,810	42,125
“ 40 ”	11,899	20,495	22,073	42,568
“ 41 ”	12,859	21,368	22,914	44,699

(註) 三十九年及び四十年は四月一日現計

右の人口を産業別にしてみると、下表の通りである。ここで目につくことは、農業や林業や水産業の第一次産業の人口が次第に減つて、商業やサービス業などの第三次産業に従事する人口がふえつつあることである。

なお、ここで昭和三十八年十一月一日現在の配給台帳から見た部落別の世帯と人口を示すと、左表の通りである。

産 業 別 人 口

年度別 産業別		昭和 25 年		昭和 30 年		昭和 35 年	
		総 数	比率	総 数	比率	総 数	比率
総	数	18,537人	100%	18,146人	100%	17,142人	100%
農	業	10,999	65.2	10,434	61.3	8,230	50.9
林	業	244		147		94	
水	産 業	855		544		406	
鉦	業	46	12.0	51	12.2	62	17.1
建	設 業	689		611		1,219	
製	造 業	1,503		1,546		1,647	
卸	小 売 業	1,592	22.8	1,650	26.5	1,946	32.0
金	融、保	91		202		224	
運	輸、通	772		726		756	
電	気、ガ	—	26.5	—	26.5	96	32.0
サ	ー ビ	1,074		1,487		1,874	
公	務 員	669		748		585	
そ	の 他	—	—	—	3	—	

部落地区別の世帯人口数 (昭和38年11月1日)

部落名	世帯	人口	部落名	世帯	人口	部落名	世帯	人口
菖蒲口	12	38	山ノ田	16	70	小原	40	119
茂頭	30	116	大園	41	204	北清見	214	766
宮園	19	90	水喰	20	73	笹貫	132	693
炭床	26	115	辺田	24	80	永田	63	257
川口	29	122	白山	51	220	入米	37	161
笠木	46	195	穴ノ草	14	71	桜川	40	132
湯之元	30	126	平馬場	43	219	旭	48	183
井手ケ 宇都	19	90	真方	41	182	上塩屋	131	522
塔之原	13	54	中福元	60	272	中塩屋	119	390
饅頭石	36	151	柳ヶ谷	23	101	日の出	126	443
五ヶ福永	14	73	七村	45	231	小松原	194	1197
三重野	36	164	諏訪	30	125	粟師堂	110	441
柵木山	14	65	勘場	27	100	新入	172	720
山田谷	30	154	柿木田前	28	128	高見	104	392
大川内	65	288	柿木田中	38	180	波之平	65	295
札下	54	209	柿木田後	34	142	竹之迫	27	137
鹿倉	29	138	惣福	98	378	奥	48	203
皇徳寺	50	251	上惣福	23	102	西塩屋	48	186
立迫	25	102	不動寺	50	248	上大久保	32	155
蕨野	26	99	新照	12	58	東大久保	29	146
山田下	62	276	試験場	2	5	大脇原	8	29
一丁田	88	365	見寄	38	152	陣之平	55	243
山之園	21	91	新成	20	55	東清見	113	415
滝之下	56	231	向川原東	46	194	南清見	115	426
上西	91	409	向川原西	16	71	辻之堂前	60	240
松林	21	103	堂園	30	135	辻之堂後	68	290
牟田	11	43	後迫	56	214	春日	110	424

部 落 名	世帯	人口	部 落 名	世帯	人口	部 落 名	世帯	人口
本 城	32	134	和 田 名	182	686	砂 取	58	246
田 辺	311	1417	坂之上 ^上 東前	86	361	野屋敷	37	139
磯 辺	139	517	坂之上 ^上 東中	104	423	海之上	53	190
北 麓	202	744	坂之上西	111	458	軸 屋	35	128
東 麓	232	847	別 府 前	35	151	錦江病院	6	197
南 麓	159	611	別 府 後	25	83	焼 野	11	46
上松崎	134	521	上 床	41	182	鬼灯ヶ谷	19	100
下松崎	79	316	笠 松	63	273	地福山	13	57
寺 下	77	233	光 山	29	129	西 谷	27	97
中 組	32	275	無 線	12	59	奥ヶ野	7	29
下 町	129	475	野 頭	165	745	宇 宿	7	28
新 地	132	482	影 原	114	484	東 谷	21	81
東馬場	123	424	芝 野	134	572	鬻 石	12	68
東塩屋	106	364	草 野	62	242	西 山	18	89
柏 原	179	660	向 原	82	297	二本松	28	88
木之下	68	256	五 位 野	161	708	岩 屋	20	103
原口中	101	369	古 屋 敷	115	486	鎌 塚	18	80
木屋字都	46	250	高 野	20	74	舟 木	8	33
玉利西	31	162	須々原	15	58			
玉利中	21	102	火の河原	31	135	(合 計)		
玉利東	34	163	南松ヶ野	18	78	155部落	9,605	39,384
慈眼寺東	40	208	北松ヶ野	12	67			
慈眼寺中	38	135	鬼ヶ谷	24	99			
慈眼寺西	37	189	豆 打	35	137			
和田塩屋	180	667	浜平川上	49	168			
一番組	155	553	南平川	54	203			
森 山	118	462	池 元	25	75			
掛 之 下	191	656	中 尾	40	133			

(注) 前掲の昭和三十八年十月一日現在と、この食糧配給による同年十一月一日のものとは、その世帯数と人口数には多少の相違がある。

谷山の生産物とその生産高、農地と農家人口、商店数とその売上高、工場数とその生産額などについては、産業経済史のなかで取扱うことにした。

第四章 市営の諸施設

第一節 水道施設

谷山に上水道の施設せられたのは、昭和二十六年四月一日の着工に始まる。水源地は慈眼寺の稻荷山であつて、良質の水が多量に湧出している。給水を開始したのは昭和二十八年四月であるが、その後だんだんに工事を継続して三十四年三月に工事を完了し、一日の取水量は二二五〇立方メートルに達した。この工事に要した事業費は三千二百三十八万九千円であつた。

第一回の拡張工事は昭和三十七年四月から二ヶ年継続事業で行なわれ、事業費二千七百六十六万二千円を要した。水源は中塩屋の地下水に取つた。一日の取水量は一七五〇立方メートルである。第二回の拡張工事は昭和三十九年四月から二ヶ年継続事業で行なわれ、この工事は六千六百万八千円であつた。水源は下福元草野の田ノ尻湧水で、取水量は一日二〇〇〇立方メートルである。第三回拡張工事は昭和四十一年四月から同四十三年までの工事予定で、

事業費予算は五千八百万円である。この水源は五ヶ別府後ノ谷と和田名の湧水であつて、両方合せて一日四五〇〇立方メートルの取り入れ計画である。

以上の建築事業費は合計二億四千四百五十九千円であるが、これは起債事業による企業特別会計であり、昭和四十一年十月一日現在の借入金未償還残高は一億三千七百六十六万円余となつている。

現在谷山の上水道施設による給水戸数は七五四〇戸（人口二九四三八人）であり、給水区域は上福元町の大部分と、下福元町、塩屋町、和田町、山田町、中町、五ヶ別府町、平川町の各一部と、それに臨海工業地帯の東開町である。谷山には右のほか簡易水道が二ヶ所ある。五ヶ別府の炭床簡易水道と平川簡易水道がこれである。前者は昭和三十年十月に布設せられ、給水戸数は五一戸である。後者は昭和三十七年五月に布設せられ、給水戸数は一四〇戸である。和田には大正八年に和田水道組合によつて、和田川の慈眼寺上流から水道を引いている。昭和三十年ごろまでは孟宗竹のパイプを用いたが、三十一年から石綿パイプを用いて今日に至つている。この和田水道は、谷山における水道のはじめをなすものである。

第二節 市営住宅

大東亜戦争後、衣食住は極度に不足し国民は非常な生活難におちいつたが、住宅難は今日でもなお解消していない。それに、鹿児島地方では昭和二十六年のルース台風によつて多数の家が破壊され、災害のための仮設住宅を造る必

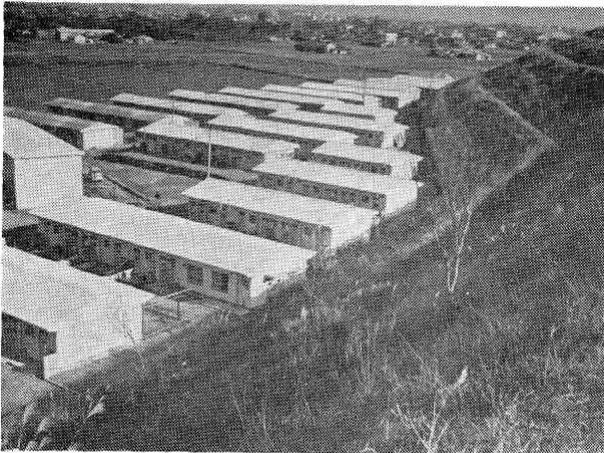
要があった。

そこで、谷山町役場では昭和二十七年中に災害仮設住宅を町内各地に急造した。これが今日の市営住宅の初めである。この住宅は木造五坪の小家屋で、五ヶ別府に二戸、山田に二戸、中に三戸、上福元に五戸、塩屋に二四戸、和田に八戸、下福元に六戸、平川に三戸、錫川に一戸、田辺に九戸、計六十三戸が建てられた。そして昭和三十四年四月には田辺の九戸を除いた五十四戸が払い下げられた。

また災害住宅として八・五坪の建物が昭和二十八年から二十九年にかけて、山田に三戸、錫山に四戸、和田に六戸、小松原に二二戸、福平に三戸、田辺に二戸、中に二戸、諏訪に四戸、平川に七戸、中塩屋に二戸、計四十五戸が建てられた。そして、昭和三十七年四月には全部払い下げとなった。

次に、昭和二十八年から三十年にかけて、八・五坪の第一種住宅が小松原に三戸、新入に九戸が建ち、一〇・五坪の第一種住宅が小松原に一〇戸、旭に二八戸、北麓に二戸が建ち、第二種第一種合計して五十二戸が建てられた。そして、これらの住宅は昭和三十九年十一月に全部払い下げられた。なお中共引揚者住宅として、昭和二十九年に七・五坪の住宅が、上塩屋に五戸、和田に二戸建てられ、

住宅所御



この引揚者住宅も三十九年十一月に払い下げとなった。

簡易耐震耐火建物が市営住宅として建設されたのは昭和三十一年三月以来である。この内訳は第一種で二階建のもの北麓に九戸、柏原に一九戸、御所下に八戸があり、同じ第一種で平屋建のもの御所下に二八戸がある。第二種の平屋建は御所下に六二戸があり、御所下にはこのほかに災害二種の簡耐平屋建も八戸ある。これらの簡耐住宅は、現在谷山市において管理中である。

以上の市営住宅に対する財源措置は、災害住宅については全額国庫補助であり、七坪以上の引揚者住宅および二種災害住宅は三分の二の国庫補助となっており、一〇坪以上の木造および簡耐建物は大体二分の一から三分の二の国庫補助となっている。なお、市営住宅の管理は市民課で行なわれている。

第三節 青果市場

この青果市場は市営として設けられたもので、市役所の隣り、元たばこ収納所の跡にある。開設の年月日は昭和三十四年六月一日で、入荷の産地はだいたい谷山市内で六五%、喜入町二三%、その他の県内五%、県外七%である。買受人は今のところ谷山市内四〇名、鹿児島市その他二四名で、計六四名の仲買人がある。売上高は、昭和三十八年度三七一五六千円、三十九年度四二二七八千円、四十年五〇九九六千円、四十一年度の扱い高目標は五五〇〇〇千円となっている。野菜果物の出荷人はたいてい農家であり、市場に委託して一定の手数料を支払い、買受人は糶(せ



青 果 市 場

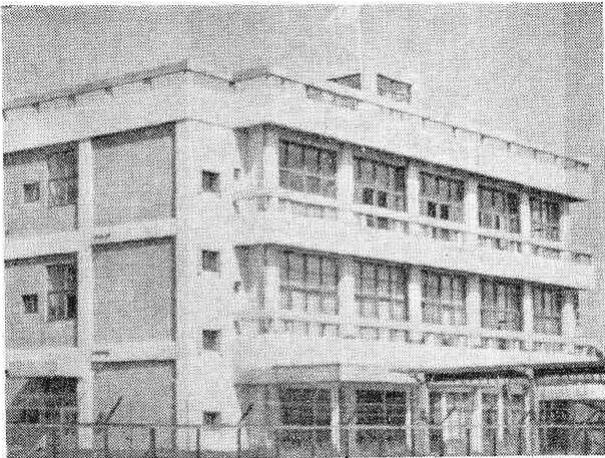
会とその事務所があり、図書室、談話室、結婚式場、老人ホーム、心配事相談所もあり、三階には三百人を収容する大ホールがある。広く市民に利用されて、各種の会合もつねに絶えない。

り)で落とすことになっている。

第四節 福祉会館

福祉会館は、国民年金の還元融資を受けて昭和三十七年三月に着工、同年十月に竣工した鉄筋コンクリート三階建、床面積八七七・三平方メートルの堂々たる近代建物である。

この会館には教育委員



この福祉会館の敷地は、もと谷山女子高等小学校や青年学級があり、終戦直後には谷山中学校もあった。その校舎は取り払われているが、会館の後にある清谿幼稚園の建物の大部分はこの校舎の一部を再利用したものである。会館の敷地内には現在二五メートルの水泳プールがあり、故桑鶴市長の胸像も建っている。また会館の東隣りには谷山消防署もあるが、この敷地も前の学校の一部である。

第五節 保育園

谷山には現在市立の谷山保育園と、社会福祉法人谷山南部会の福平保育園がある。

谷山保育園の所在地は上福元町四三八―九番地で鹿児島銀行谷山支店の裏にあり、敷地は二二〇坪で建坪は七六坪である。児童定員は六十名で、職員は主任保育一、保育三、炊事婦一の計五人である。昭和二十七年十月の認可開園で、園長は谷山市長である。

福平保育園の所在地は平川町一五七八―一番地の願生寺内にあり、敷地は二一六坪で建坪は六九坪余である。児童定員は六十名で、職員は園長一、主任保育一、保育三、炊事婦一の計六人である。昭和四十年六月の認可開園で、施設長は東晃永、園長は東盛暁である。

なお、谷山には幼稚園が四個所ある。福祉会館の裏にある清谿幼稚園（園長宮原長吉）、和田塩屋の妙行寺内にある谷山幼稚園（施設者は故井上博照、現園長は桃園恵真）、愛の聖母園にある善き牧者幼稚園、上福元の児童相談所

脇のひまわり幼稚園（園長田之上克巳）がこれであり、いずれも私設である。

第六節 隔離病舎と塵芥焼却炉

隔離病舎と呼んで、谷山村営であった。この避病舎は明治二十八年七月に上福元四一四九番地柏原の台地に建設せられ、敷地七〇〇坪、建坪三八坪、病床一〇ベッドを有した。その後昭和三十年九月に谷山町長と日本赤十字鹿児島県支部長との両者で隔離病舎設置に対する契約を結び、昭和三十一年四月に平川二五四五番地日赤錦江病院の所有地内に敷地一〇〇坪、建坪二六坪、病床一〇ベッドを設け、最大収容可能人員二〇人の隔離病舎を建設して現在におよんでいる。谷山には明治初期ころまで痲瘡はしかの大流行を見たことがあるが、その後は伝染病の流行や集団発生はほとんど起こっていない。

塵芥焼却炉は普通に塵焼場と呼ばれているが、この焼却炉の開設されたのは昭和十二年三月で、場所は麓の立石馬場から本城に通ずる道路の中ほどの左側に田圃を埋めて設置された。昭和二十八年十月ごろに至り焼却炉が破損して使用不能となったため、事実上閉鎖状態となった。その後、翌二十九年四月清掃法の制定に伴い塵芥集処理が市町村に移管されたが、右の焼却炉では処理不能のため昭和三十年八月東塩屋海岸の凹地に埋立処理をなし、三十三年一月埋立完了と共に下福元光山の山間凹地に埋め立て処理を行ない、現在に至っている。

第七節

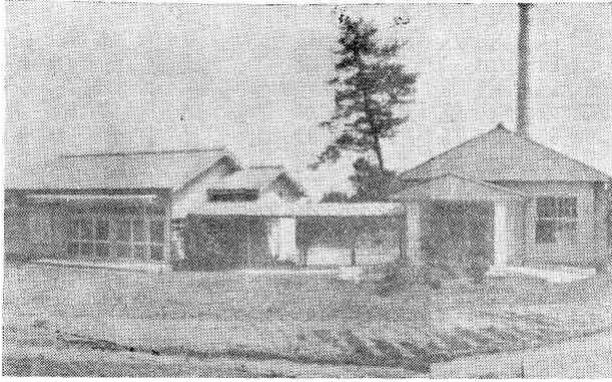
火葬場と公園墓地

この市営火葬場の所在地は上福元町四九四五一六番地の御所ヶ原台地で、昭和三十七年四月に開設せられた。敷地は三、六〇〇平方メートル、設備は重油による火葬施設である。

万田宇都の公園墓地の建設は、昭和三十五年十二月の着工であつて、同四十一年度末に完工の予定である。総面積は五万平方メートル、建設費は約五千万円の見込みである。この敷地の中にはもと万田ヶ宇都墓域約二千五百平方メートルが含まれ、大部分は民有地を買収したものである。

公園墓地には、昭和四十一年までに、次に示す通りあちこちの墓地から移転して改葬された。

常楽寺	昭和三十七年二月	六〇三基
万田ヶ宇都（一部）	同三十七年六月	四一九基
松林寺	同三十八年十月	二、七五五基
万田ヶ宇都（残部）	同三十九年九月	一、七〇〇基
自性院		四一四基



火葬場

蔵ノ下、宮ノ後、松ケ原 同四十年二月 一、六四〇基

松原口、新屋敷、原口 同四十一年一月 一、八五〇基

なお今後は多福庵、円明庵など谷山中央地区の墓地が移転される計画である。万田ケ宇都の高台は展望開けて風光に恵まれ、公園墓地の名称にふさわしい。

第八節 慈眼寺公園と護国神社

慈眼寺が旧蹟であり名勝であることはあまりにも有名であり、その沿革史については別に記せられたところである。この慈眼寺が谷山町立慈眼寺公園となったのは、松元仁市郎町長時代の昭和三年四月であつて、慈眼寺公園内にあつた創立記念彫刻文によると、設計者は鹿児島高等農林学校教授林学博士淵野旭子であり、監督委員は大脇為明、川村庄八、名越高業、八色彦次郎、福島純、国生嘉之助、平田忠一であり、庭師は新原栄之助となつている。そして、公園内の風物に素麴流しの滝、象頭岩、金明水、銀明水、鐘乳洞、兜岩、屏風岩、澄心橋、洗心橋などの名称をつけた者は前記の監督委員である。また設計者のもとに協力した者には造園技手伊牟田祥馬があり、岩に字を刻んだ者は石工野元慶之助であつた。

公園内には古くから稲荷神社があり、また戊辰の役以来の招魂社や丁丑の役の戦死者碑を始め、日清戦争や日露戦争の記念碑も建つていたが、今は招魂社も日清、日露の戦役記念碑もなく、護国神社に移転または再建せられている。

公園設定後には紅葉谷に沿うて八十八ヶ所の札所に祀る仏様四十尊が建立され、その奥には弘法大師が祀られている。

なお、慈眼寺には明治十九年以来麓^{ふもと}と町の株主による共樂園があった。これは、後で述べるように、谷山市に譲渡されているが、その譲渡記念として慈眼寺共樂園株主一同から慈母観音像が公園内に寄贈されている。このほか園内には最近前之園喜一郎のために建てられた歌碑が滝の上にあり、また市で設営された四阿（あずまや）や素麵流し場もあつて、観光客に親しまれている。

護国神社は、慈眼寺公園入口の旧軍馬保育所の一部に昭和三十年十一月二十三日建立されたものである。護国神社移建立記念碑文によると「明治四年上福元町常楽寺境内（現在常楽寺墓地は取り払われて万田ヶ宇都公園墓地に移転している）に戊辰の役従軍生存者西村正辰ほか十八名の発起により小社を建立した。明治十九年二月二十三日下福元町稻荷山慈眼寺公園内に移転、面積一畝七歩。昭和三十年十一月二十三日現在地に移転新築、招魂社なる名称を改めて護国神社とす」とある。

護国神社は谷山市の護持するところであつて、軍人遺家族を中心とする奉賛会によつて祭祀が行なわれている。護国神社の神殿の前には薩英戦争や戊辰の役を始め日清戦争、日露戦争、日支事変などの戦死者慰霊碑が建ち並び、また大東亜戦争の慰霊塔も建っている。入口のコンクリート大鳥居は建設業者古川市之丞の寄進したものである。

護国神社のくわしいことについては、別に神寺の章にゆずる。

消防署については、別に官公署の沿革史のなかに説くことにする。

第九節 共樂園と愛の聖母園

この共樂園は慈眼寺公園の中に、慈眼寺が公園となるずっと前からあった園亭である。昭和三十五年に谷山市に移譲したので、今は共樂園はないのであるが、あまりにも有名な共樂園であったので、この沿革をここに残しておくことにする。

この共樂園は、故吉井友輔の遺志を汲んで、明治十九年当時の戸長伊地知季治が中心となって麓や町の有志に説き、一株一円あての出資を募って慈眼寺の土地約四反歩を譲り受け、ここに八十一坪半の二階建園亭を建てると共に、泉水などを造つたのである。その目的とするところは、この幽すい閑雅の仙境をして、その美観の共同管理を行なうと共に、株主はもとより一般観光客にも開放して遊興せしむるにあつた。

共樂園が株主の共有となるまでの経緯を述べると、この土地は明治初年谷山郷有であつたものを麓の西村政治が買い受け、西村はさらに鹿児島の上某に売り渡した。最上はここに別荘を造ることにしていたが、吉井友輔がこれを聞きつけて、かかる名所を他郷人に委すべきではないとして相当の高額で自ら買い戻した。吉井は時の県知事渡辺千秋をここに案内したが、そのとき知事はかかる由緒ある景勝の地はよろしく公に開放すべきであると奨め、吉井は知事の言に従うことにした。そして、伊地知戸長の斡旋によって、これを株主共有の共樂園としたのである。土地を無償で提供された吉井家の篤行に対しては、共樂園では五株を贈与した。

園亭には松方老公揮毫の「澄心」の額や、通信大臣白根專一の筆に成る「共樂園」の横額など二階の欄間に掲げられ、真に共樂の天地であった。谷山においては慈眼寺を昭和三年四月公園に指定し、またかねて共樂園の全部を市有としたい要望があったので、株主はたびたび総会を開いて昭和三十五年三月百五十万円の価額をもって谷山に譲渡したのである。園亭は老朽していたので取り払われて、今はない。

共樂園の株主総会は、譲渡代金の大部分をもって共樂園の記念碑を公園内に建てることとし、市当局とも打ち合わせて石造の慈母観音像を寄進した。これと共に、共樂園の沿革碑文を次の通り刻んで観音像の前に供えた。

「明治十九年有志二百二十余人で共樂園を創設し慈眼寺の景勝と史実を維持して来たが谷山市唯一の公園として觀光上市発展に資する為め昭和三十五年谷山市に譲渡したのである。ここに吾等の志を永く記念するため會員相図り慈母観音像を市に寄贈し後世に伝うるものである。」

昭和三十七年 慈眼寺共樂園株主一同

終わりに、共樂園の最後の管理人は株主の中から入佐清之丞、黒木彌之進、竹下実治、浜崎栄、黒木彌干代、浜田善次、名越高繁、八木岡武雄、浜田清蔵が選ばれて、谷山市への譲渡ならびに精算事務を行なった。なお、慈母観音像を刻んだ石工は広島県出身の原三次であった。

愛の聖母園は、もと田辺航空工業株式会社のもとにあつて、敷地は一万九十坪、建物は右会社の事務所本館を改造して使用している。この聖母園の経営主体は善き牧者修道会であつて、その本部はカナダのモントリオール市にあり、日本本部は大阪府豊中市にあるが、谷山で開園の認可を得たのは昭和二十四年十二月で、児童定員は二百人、主とし



て県内から環境不遇児または貧困家庭児を集めて愛の手をさしのべている。定員は後に昭和三十四年十二月に百三十人に改められていたが、昭和三十七年五月八日には皇太子および同妃の両殿下がこの聖母園に行啓の栄を賜わっている。なお昭和三十九年後から善き牧者幼稚園も開かれて、児童の楽園になっている。歴代の聖母園長は、初代マリード・セン・ゼエラル、二代マリード・セン・ジアク、三代マリード・セン・サクラマン（何れも女史）となつて今日に至っている。

なお、一頃小松原の現ラ・サール高等学校の敷地内にカトリックの修道院があつたが、これは愛の聖母園とは直接のつながりはない。昭和四十年から谷山電停の上手にカトリック教会のレデンプトールが建設されているが、こんな関係で最近カナダ人やアメリカ人が多い年には二十三人、少ない年でも八人が谷山に在住している。

第五章 鹿児島市との合併

谷山が隣接の鹿児島市と合併すべき運命にあることは、その地理的、経済的、文化的な関係から当然に要請されるべきことである。また、谷山の発展と住民の福利を増進するには鹿児島市と合併して大鹿児島市を形成し、その大きな政治力を活用して諸施策を推進することが必要で、かつ最も効果的であるからである。

これがために、谷山と鹿児島市との合併は二十年前から谷山の一部有志によって叫ばれていたのであるが、谷山町議会の議題として合併の論ぜられたのは昭和二十三年十月からである。それは、鹿児島市隣接町村合併調査特別委員長から、谷山町に対し「大鹿児島市建設要綱の趣旨に沿って大同合併し、もって自治の発展強化を図りたい」旨の申し入によるものである。その後、この問題は幾度となく両市の間で論議され、論議されては消えていくというありさまで、両市関係者の努力にもかかわらずこの間十六カ年の歳月を経たのである。しかるに、昭和三十九年十月二十九日に寺園知事は両市の市長および正副議長を招いて、両市の合併を促進するようにとの要請があり、ここに両市は真剣にかつ最終的に合併の線に踏み切ったのである。知事の要請の根拠となったのは、鹿児島市南港から谷山につらなる七・七軒の海岸線に臨海工業地帯の造成計画が県議会において決定し、昭和四十年から逐次計画を実行に移すという情勢のもとにおいて、両市が互いに独立しては政治的に財政的に、また工業誘致を図るためにも非常な困難と不利を生ずるというにあった。しかも鹿児島県経済立遅れを取り戻すためには南九州に一大建設都市を造る必要があ

り、時あたかも人口五十万の中規模地方開発都市建設の政府計画構想の線にもそわんとするものであった。

まず、合併問題経過の概要について左に略述する。当初の合併問題は、旧鹿児島郡の地域五カ町村を鹿児島市に合併しようということであった。この合併申し入れに対し、谷山は昭和二十三年に時期尚早しということで見送った。

一方、二十四年西桜島は合併反対を決議し、吉田村は合併を決議したが実現しなかった。二十五年には、伊敷と東桜島村は鹿児島市に吸収合併された。二十八年十月には町村合併促進法が施行せられて自治体の合併が一層促進されることになり、谷山は二十九年四月に鹿児島市に対し合併方を申し入れた。しかるに鹿児島市側から谷山の申し入れに対する回答を得られなかったため、谷山としては合併問題を一応打ち切ったのである。なお、三十二年三月に県知事は町村合併促進法に基づく審議会の答申によって、西桜島、郡山、吉田の町村を合併するよう鹿児島市に勧告したがこれも実現せずして今日に至っている。そうこうしているうちに、谷山では昭和三十三年十月一日に市制を施行後、谷山は三十四年十一月にまた鹿児島市に合併を申し入れたのであるが、これも受け入れの回答を得られず、合併は白紙にもどったのである。

そこに前記のような知事の両市合併の要請があり、これから本格的な合併の協議が行なわれるようになったわけである。谷山市では三十九年十月四日に臨時議会を開き、市長提案の「谷山市は南九州地方開発都市建設構想に基く中核拠点都市としての都市形成の実現を期し、鹿児島市と共に合併への推進とその具体化を図るものとす」との議案を全会一致で議決し、ただちに合併特別委員会を設置して両市の合併対策に備えた。一方、鹿児島市においても合併特別委員会が設けられ、四十年九月に「交通、教育、文化面で密接な関連があり、しかも機運の熟した谷山市との合併を

推進すべきである。なお西桜島、吉田、郡山の町村については、次の段階に合併を実現するよう検討を続ける」との方針を最終的に決定した。そして、十月五日の本会議において、地方自治法に基づく両市による合併協議会設置を内容とする規約をつくり、谷山市においても十月八日の本会議で同規約に議決し、ここに合併推進機関が生まれたのである。

第一回の協議会（四十年十一月十二日）では、両市の委員各十名、それに事務局員を加えて二十八名が出席し、会長に三ツ井鹿兒島市長を、会長代理者に川元谷山市長を選任して、本協議会の運営に要する諸規程と予算を決定して協議に入った。審議の結果は「両市の市長が納得できる合併を実現するためにも、新市建設計画から着手することにし、事務局において計画案をつくり次の協議会において審議する」ことを決めた。第二回協議会（四十年十二月八日）では、新市建設の基本方針と新市建設の根幹となるべき事業に関する事項が審議されて、新市の建設基本方針は「両地域の特性に応じた機能的な開発を進める。また、産業基盤と生活環境施設の整備を図り、健康で文化的な福祉都市の建設に努め、もって南九州地域における中核都市を形成する」とし、根幹となるべき事業計画については「工業地帯の造成、交通通信網の整備、港湾の整備、勸業資源の開発、産業の合理化、住宅団地の造成、都市計画事業、保健衛生施設の整備、社会福祉施設の整備、都市交通の整備、消防施設の整備」の十二項目が審議せられた。

第三回協議会（四十一年二月七日）は谷山で行われ、合併後の財政計画案について審議が行われた。財政計画では、今後五カ年間の財政規模が推定されて、まず四十年度の投資的経費として充当可能な一般財源が把握された。なお事業計画として、特に臨海工業地帯の造成、水資源の総合的開発、市隣接地区の教育機関の合理的配置、両市地区の

都市計画事業、し尿浄化槽建設事業、谷山大型港建設負担金などが内容として取り上げられた。第四回協議会（四十一年二月二十八日）では、事務局から提出された合併後の支所機構の問題、人件費の調整、市税や保険税の手数料の両市対比表、新設と吸収合併の相違点についての資料について検討した。

ところで、これから一番問題の焦点となるのは、合併の形式を新設合併すなわち対等合併にするか、編入合併すなわち吸収合併にするかの選択であった。また議員の所遇をどうするかであった。市民としては税金や公課の問題と、谷山役場の機構を維持して住民に不利と不便を与えないことが、最も手近な重要課題であるが、これについては明るい見通しがあるので合併によってマイナスになる気遣いはないという見解であった。また、マイナスがあつてはならないのである。そこでこれからの問題は、合併の形式と現議員の所遇、特に議員の任期一年延長との問題であり、最後には合併の時期を何年何月何日にするかの問題である。

第五回協議会（四十一年四月一日）では、谷山側から対等合併を基本的立場とし、その細目については柔軟な立場で話し合いによって決めたいと主張した。なお、この第五回協議会で新市の名称は「鹿児島市」とすることに意見の一致を見た。

ここで、対等合併すなわち新設合併と、吸収合併すなわち編入合併について（合併特例法では前者を新設合併、後者を編入合併という）その大要を述べることにする。新設合併の場合は、両市が同時に解消して新たな一市が生まれる。したがって鹿児島と谷山が新市の一市長を選挙する。そして、現議員は新市誕生後一カ年は在任する。その後における最初の議員選挙はその任期に相当する期間は議員定数を二倍の範囲で増加することになっている。これに対

して編入合併の場合は、編入する方も編入される方の議員も、残任期間まで在任する。しかし編入される方すなわち谷山の鹿児島市議会議員としての選挙には、鹿児島と谷山との人口比例によって割り出された数しか当選はできない。（現況では五人見当である。）この人口比による議員定数は、新設合併の場合でも第二回の議員選挙から適用される。これを現議員の任期から言うと、鹿児島も谷山も昭和四十二年三月三十一日までであるから、新設合併の場合は各一年延長して四十三年三月までの任期となり、編入合併の場合は四十二年三月で任期が切れるのである。

第六回協議会（四十一年五月二日）では、谷山側から「この七月には谷山市長選挙が行われるので結論を早く出してもらいたい、特に鹿児島側の合併形式についての意見を聞かせてほしい」と要望した。第七回協議会（同年五月十三日）において、鹿児島側の社会党委員から「審議にもっと時間をかけるべきである」との意見が出されて、審議は平行のまままで進展しなかった。第八回協議会（同年五月十八日）においては、谷山側から十八項目にわたる協定事項を鹿児島市側に表明した。この十八項目の中には対等合併、現議員の任期一年延長、合併の期日（昭和四十二年四月二十九日）、市役所の位置（現鹿児島市役所）などの根本事項を織り込んだものであった。これに対して鹿児島市側は大部分の委員が一応了承し、結局において両市長の今後の取り扱いに一任することとなった。

かくして、両市長は対等合併を確認して新市の線を打出した。そこで、谷山市議会は四十一年六月二十三日に、鹿児島市議会は同月二十九日にそれぞれ合併を議決し、ここに多年の懸案であった両市の合併は法的に成立したのである。

これから、第九回協議会（同年七月四日）においては、すでに両市議会で議決を見たので今後の協議会の具体的な

審議の進め方について協議が行われた。続いて第十回協議会（四十一年十二月十二日）で、支所機構及び条例、規則などの取り扱いについて資料の説明があり、内容については次回において検討することとした。

合併の議決後においてなお協議会を存続するのは、谷山支所の職員の問題、税制、文教、福祉などを始め、新市の建設的な都市づくりを具体的に進めんがためである。また、対等合併による現議員の任期一年延長は、合併を議決した議員の責任として両市のひずみや両市民の福利を是正せんがためであつて、合併特別法も対等合併にはこの一年延長の必要を特に認めているのである。

ここで付記しておきたいことは、谷山の川元市長は昭和四十一年七月で四年の任期が尽き、同月市長選挙を行つて再選されたのであるが、その任期は新市誕生の四十二年四月二十九日で切れるのである。一方、鹿児島市の三ツ井市長は四十二年三月で四ヶ年の任期を了えて退任し、同年四月二十九日の新市発足には改めて市長選挙が鹿児島と谷山を一丸とし行われるのである。

合併の議決は以上のようにして正式に決定したので、これからさらに具体的な交渉を進めるために、第九回、第十回の協議が開かれたことは前にも記した通りであり、これからも度々会合して協議することになっている。この間すでに団地づくりや、区画整理その他について県市合同の建設事業団も生れ、また臨海工業地帯の工事推進や業者の誘致、土地の割り当てなどについても協定が行なわれている。

合併特別委員ならびに協議会員の氏名は次の通りであつて、非常な努力と偉大な功績を残された。これを谷山市側と鹿児島市側について、その氏名を挙げると

谷山市側 合併対策特別委員会

委員長 大野範義 副委員長 徳田英治 委員 上川三岳 福島善之助 山下藤雄

原川正光 三原清磨 上入来幸吉 山口健吉 日高 実

松元良明 福満市次郎 竹下実治 竹之内己義

鹿児島市側 合併対策特別委員会

委員長 上原信一 副委員長 岡野博男 委員 浜平勇吉 西園貞久 米倉清嘉

赤尾義雄 西和田伝畷 大重親浩 中尾武夫 中島武夫

永野武義 原 光延 内野栄蔵 小島次男

両市合併協議会

谷山側 川元 浩 (市長) 竹下一夫 (助役) 福島善之助 (議長) 上入来幸吉 (副議長) 大野範義

徳田英治 蕨野光盛 山口健吉 四元武雄 春日信夫の各議員

鹿児島側 三ツ井卯三男 (市長) 内倉良文 (助役) 中尾武夫 (議長) 赤木三郎 (副議長) 赤尾義雄

西和田伝畷 長野清一 上原信一 岡野博男 原光延の各議員

以上の通りである。みなそれぞれいろいろな努力と苦心をされたのであるが、谷山側では福島善之助、大野範義と、鹿児島側では上原信一、浜平勇吉とが、特に大きな推進力者であった。

なお、ここで付記しておきたいことは、合併に対する谷山市民の動きである。谷山市民の中には合併に反対する者

もあつたがそれは極一少部分の人々で、大多数の人々は合併を早くから望んでいた。そこで合併についてはこのさいぜひ実現を図るべきであるとして、黒木彌千代が主唱して「両市合併期成同盟会」が昭和三十九年十二月五日民間に結成された。合併同盟会の趣旨を抜き書きすると

「このたびは両市の市長と議会が早急に合併しようと計画を進めておられますので、今度という今度は御当局におまかせしておいても合併はできることでありましょう。しかしこれがためには、われわれ市民においても合併賛成のよろんを盛り上げることがはなはだ大切でありまして、このよろんを基にして市当局に協力し、または後楯となつていくことが合併を実現するうえに大きな力となるのであります。今度の合併は、谷山海岸の臨海工業地帯を大きく生かすためにも、また政府の施策である中規模地方開発発都市の建設のためでもありまして、期するところは産業経済、教育文化などの近代化によつて住民の所得と福祉を増進せんとするにあります。昔ながらの谷山では時代にも取り残されるので、大きく前進して将来の大発展と市民の福利に役立てなければなりません。これがわれわれの合併のねらいで、合併の意義もここにあるものと存じます。」

合併同盟会では、左記三十三名の発起人をつくり、十二月五日に総会を開き、規約の制定や資金の出処について協議し、また幹事を定めて実行の推進を図ることにしたのである。

両市合併期成同盟会 発起人（アイウエオ順）

有山長太郎

伊地知四郎

入佐清之丞

大脇為明

小原花枝

柿元秀雄

上村

進

蔵之下親憲

黒木 馨

黒木彌之進

黒木彌千代

郡山重盛

芝野盛秀

竹之内政夫

永井正道

中間静次

永里重行

西田清二

野村しげる

原田敬二郎

原田均

古川四郎

前田新太郎

前田為信

前之園喜一郎

松元平一

水間才三

宮内善次

宮崎義雄

宮原長吉

安田敬蔵

山崎秀久

米森佐津夫

幹事には、有山長太郎

小原花枝

○黒木彌千代

中間静次

西田清二

野村しげる

原田敬二郎

前田新太郎

○前之園喜一郎

○松元平一

宮原長吉

山崎秀久

米森佐津夫

が挙げられた。そして、幹事会は度々開かれ、総会も必要に応じて数回開かれた。また幹事の中から○印の三名は特に実行委員として、両市の当局にいつも連絡をとり、資料の蒐集はもとより、あいさつや進言もいたした。かくして、対等合併と合併時期の決定せられるおよび、合併同盟会はその目的を達成したるものとして、谷山市の合併当局を招待してご尽力と感謝の意を表明すると共に、本同盟会を解散した。

谷山の将来は、この待望の合併によって徐々ではあるが経済、文化、福祉のうえにやがて一大躍進を見るであろう。

第六章 官公署の沿革史

第一節 谷山郵便局

郵便制度が官業として日本に初めて実施されたのは明治四年（一八七一年）一月であつて、それまでは民間業者に依り飛脚をもつて駆送していた。谷山郵便局ができる前に飛脚による郵便業を谷山でやつていた人は松崎町の立山政右衛門であつて、現在の上松崎の是枝幸太郎宅地がその場所であつたと伝えられている。是枝幸太郎の兄盛吉はこの地で不二屋旅館を営んでいたが、明治から大正時代にかけて上松崎のこの付近一帯には旅館が四軒ほどあつて、鹿児島行や喜入、川辺行などの馬車がここに集まっていた。すなわち、この地は馬次ぎの駅停であると共に、郵便物の飛脚もここを中継地としていたのである。

谷山に官業の郵便局（当時三等郵便局）が初めてできたのは明治七年三月一日であつて、その場所は麓ふもとの四九一八番地であつた。業務は内国及び外国郵便物の受付と集配を行い、初代の局長は麓の大脇為徳であつた。その業務の内容は時代と共に拡張され、郵便貯金事務を明治十九年一月に、内国及び外国為替事務を同二十四年三月に開始し、二十五年には局を上福元四九二六番地に移した。また内外小包郵便事務を明治二十六年七月に、和文欧文電報事務を同二十八年三月に、電話通話事務を同四十一年二月に開始した。この電話加入は当時二つに過ぎなかつた。

越えて明治四十二年三月に、中村郵便局が設置せられた。谷山郵便局は同四十四年に上福元四九一九番地に移転し、

大正五年十月には簡易生命保険事務も取扱った。この間、局名は特定郵便局と改められているが、更に特設電話交換事務を大正十五年三月に、郵便年金事務を同十五年十月に、普通電話交換事務を昭和七年十月に開始している。

平川郵便局が設置されたのは昭和六年五月であり、錫山郵便局の設置を見たのは昭和十二年四月であった。谷山郵便局は昭和十一年十月に上福元四五二五番地に移転したが、昭和二十年八月戦災によって焼失し、ただちに上福元四九一九番地に移った。昭和三十六年十一月には局をさらに上福元町四五一九番地に移した。これが写真に見る現在の谷山郵便局である。

これより先き、昭和二十四年六月には郵政省設置法施行（郵政省、電気通信省に分離）により電気通信委託業務を行ない、同二十六年四月には放送委託業務を行なった。昭和三十二年十二月に至り、特定郵便局は現在の普通郵便局に改定せられ、局長に原田誠造が任命された。同時に放送委託業務は廃止されたが、三十五年三月には国民年金支払事務が開始され、三十六年十月には電話市外集中方式を半自動即時に変更された。

なお、昭和三十八年六月には受持ち集配区内に清見、上福元（谷山高校前）、和田、大園に各簡易郵便局が設置されて、公衆の便宜



を図ることになった。

昭和三十九年度における谷山郵便局の業務概況を示すと次の通りである。

郵便物一日平均取り扱い数

普通郵便 引き受け、二四〇〇 配達、四一〇〇

書留郵便 全 五五 全 一六五

普通小包 全 二五 全 六〇

書留小包 全 五 全 二〇

電報一日平均取り扱い数

発信 五六 着信 九六

電話加入数 六一四

谷山郵便局の歴代局長は、大脇為徳（四十二年）、大脇為明（三十五年）、熊谷隆吉、原田誠造、田原春一、森貞雄、小川留吉。

中村郵便局初代局長は、手島平吉、川畑正、四元末男、池端良夫。平川郵便局の初代局長は、芝崎伊三郎、芝崎亨。山郵便局の初代局長は、谷山資通、植木澄則。

第二節 谷山警察署

警察制度の前身ともいふべきものは、藩政時代には目付、横目であった。明治四年の廢藩置県によって、東京に警視庁が、各県に警察署ができ、谷山からも警視庁の巡查を奉職する者が多かった。

谷山に警察署が置かれたのは明治十一年（一八七八年）で、上福元四六一四番地に鹿児島警察署の分署として設置されたのが嚆矢である。その場所は、現在下町海岸の漁業協同組合の在る所で、これが谷山警察署の前身をなすものであるが、当時の管轄区域などは明らかでない。どうして下町海岸に設けられたのか、それは当時の交通状況によるものであつて、鹿児島から谷山に入るには大抵脇田から海岸沿いの上塩屋、中塩屋、小松原を通り永田川を渡り東塩屋を経て下町海岸に至る道路を主とし、一方松崎町の横町通りから海岸におりる下町道路の突き当る所が警察の場所として適當であつたからである。現在は清見橋を通過する国道が幹線であるが、明治の中頃までは前記の海岸線と、笹貫や波平、新入、薬師堂を経て永田橋を渡り、ここから麓方面に入る山手線とが主要道路であつたのである。

その後次第に町の発展や交通事情などの変遷によつて、警察署の位置も役場や学校の在る麓と町の中央部に進出する必要に迫られ、明治二十年に至り上福元四五二三番地なる現在の谷山市農業協同組合の角屋敷に分署の庁舎が新築されて此所に移転した。この四ツ角すなわち現在の国道と役場通りの交叉点は、この頃「分署の角」と人々は呼んでいた。

明治二十六年十二月県令を以て名称、区画などの改正があり、谷山署は分署から昇格して谷山警察署となった。明治三十三年三月に再度の改正があり、谷山署はまた鹿児島警察谷山分署となった。大正十三年一月に至り現在のの上福元四九六八番地に建坪六二坪半、工費二一三〇〇〇円の新庁舎が落成して、ここに移った。写真は、その庁舎の正面である。



なお、この庁舎敷地内の一部に約十坪建ての大日本武徳会谷山支部が田中署長時代に大脇為明らの斡旋あつせんで出来ていたことがある。大正十五年七月になるとさらに官制の改正により、谷山署は再び谷山警察署と改められて現在もこの名称になっている。

昭和二十三年三月となると、大戦後の民主思想により画期的な警察法の改正が行われ、谷山署は谷山町警察署なる自治体警察となった。そして谷山町公安委員会が設けられ、この公安委員会が警察行政を担当すると共に、警察長を監督した。この警察法改正は二本建てになっており、本県においては鹿児島市、川内市、鹿屋市ほか五市と、谷山町ほか二十三町が自治体警察となり、財政力の乏しい他の町村は国家警察とされた。しかし昭和二十九年七月に入るとまた警察法の改正を見て、鹿児島市を初め谷山町の自治体警察は廃止された。そして現在では県警本部に統合せられ、県本部に公安委員が置かれ、中央に国家

公安委員があつて、警察行政に携わつている。

鹿児島市の周辺として谷山は重要な地区であるが、谷山は昔から殺人、強盜、放火の重悪犯罪は至つて少なく、暴力団なども殆ど存在しない。交通事故も今のところ少ないが、今後は相当にふえるものと見られる。

歴代の署長を掲げると、創設から明治二十八年三月までの署長名は不明であるが、二十八年四月以降の歴代署長をその順序によつて挙げると次の通りである。警部池端清武、同平原長正、同加美安之助、同中山春美、同伊集院与輔、同川路惟明、同八木与之助、同久米矢一、同高山幸男、同柳田武助、巡查部長堀誠一、同佐多直一、同緒方助太郎、警部補木尾元親、同柚木英助、同七田正一、同藤原一、同川野武之助、同馬渡稻吉、同荒武政次、同田中上安、同七田正二、同上原義彦、同岩城源藏、同竹内宮助、同植村五郎、同徳永実治、同西野重吉、同山口鉄之助、同太田武信、同宮本利平、同萩原休之助、同大倉岩義、同敷根善藏、同西之園幸之助、同吉本浅吉、同三角栄藏、同松崎精藏、警部拵博、同指宿利夫、同尾原深、同内田親義、警視八木信治、同富山末次郎、同松岡親光、同松下末広、同宮原影男、同梅木初、同磯脇平藏、同本村直彦、同松田義盛、同柿木精次。現在まで六十年の間に五十二名の署長が交代している。

次に、自治体警察時代の公安委員会は三名をもつて構成されていたものであるが、その任命は当該自治体の首長によつて行なわれた。谷山の公安委員を任命順によつてその氏名を示すと、厚地一政、高木良雄、芝野盛秀、中野健夫、黒木彌千代、前田正次、本村吉次郎、上村政吉、階元義兼、白石源之助、大脇武雄、以上の通りである。

第二節 谷山消防署

日本に消防規則ができて消防組が発足したのは明治二十七年で、それまでは鳶職などが火消しに当り、江戸のような町では私的な消防組が勢力争いや縄張り争いをしていたものである。消防規則の制定によって谷山に消防組が始めて設立されたのは、それから五年後の明治三十二年である。その道具は鳶口や手桶の類であつて、これらの道具は消防手の自宅に預けられていた。服装もまちまちで、法被を着た者もあれば頭巾だけをかぶつた者もあつた。組員は約四十人で、組頭一人小頭四人が指揮を取つた。手当ては支給されず、消火出勤の時だけに一人十五銭をいたゞくというふうであつた。

大正元年に県の指令によつて常設の消防組が置かれ、名称も谷山町公設消防組と改められた。その定員は組頭一、小頭四、一等消防手二二、二等消防手四〇で、計六十七人で構成された。器具としては手押唧筒二台が置かれた。この機構は、大正十三年十月一日谷山の町制実施に至つてもたいして変わらず、昭和十四年三月まで続いた。

この間、昭和三年八月松崎の横町に大火があり、これを機会として同年九月に消防後援会が生まれ、会長に時の松元町長を副会長に竹内警察署長を挙げた。後援会の目的は、優秀な唧筒その他器具の整備、貯水槽の築造や河川水利の整備、消防員の優遇などにあつた。これには町から五千円、町内一般から一万数千円の寄付があつて、唧筒自動車一台と手引ガソリン唧筒一台が購入された。

昭和四年一月に宮城二重橋前で全国消防代表の親閲式があり、わが谷山からは組頭の宇木金蔵が参列した。昭和九年五月に行なわれた大日本消防協会総裁として梨本宮奉載式にはわが消防組から名越高業が参列した。続いて鹿児島県においては令旨の伝達と共に表彰式が行われ、谷山町消防組は左の表彰を受けた。

表彰状 谷山町消防組

右は平素の紀律嚴肅訓練優秀にして変災に際しては常に迅速機敏に出勤し一致協力克く其任を果し又災害警防に功績顯著にして他の模範と為すに足る仍て其の纏まとに金馬簾一条使用を允許し之を表彰す

昭和九年六月十日鹿児島県知事市村慶三

昭和十四年三月消防組は全国的に解消されて、その翌月名称を警防団と改められ警察の配下に置かれることになった。谷山の初代警防団長には宮原長吉が選ばれた。昭和十五年十二月の紀元二千六百年記念事業の一つとして谷山では警防会館二階建て一棟を警察署の奥構内に建設した。また警察署長公舎も小学校裏にできた。なお、警防会館は消防会館とも呼ばれたが、昭和四十年に現在の消防本部庁舎の新築を見るにおよんで取り払われた。

昭和十四年以降同二十年に至る沿革史や資料などは昭和二十年の戦災によって焼失したので、この間は省略する。

昭和二十二年八月消防組織法の改正があり、警防団は廃止されて谷山町消防団の設置となった。すなわち、自治体警察と共に自治体消防団となったのである。団長以下五四四人、初代団長は宮原長吉であった。そして同年九月には中央分団内に常備部が設けられ、十二人が二交代で勤務した。この常備部は後に消防署となり、さらに昭和三十四年八月の消防組織法の改正によって谷山市消防本部ができた。この消防本部は消防団と消防署を統轄かつするものであって

初代消防本部長には山下清秀が就任した。



現在の消防庁舎は昭和四十年五月二十二日落成、庁舎延べ面積三七六平方米、庁舎工事費八四四万円附帯工事費八七万五千元、九州の地方では屈指の施設である。

最近（昭和四十年）の組織と機関（装備）を示すと次のようになっている。消防署に三〇〇立入り水槽付ポンプ自動車（はやて号）と同二五〇立入り（いなづま号）。中央分団に自動車ポンプと小型動力ポンプ。和田、福平、平川、中、山田、宮川の各分団に小型動力ポンプが備え付けられている（錫山にはない）。消防本部に二十八人、八つの分団に二百人、合計三二〇人が谷山の消防に当たっている。

歴代の組頭、副組頭、小頭を示すと、組頭に安樂彦次郎、野元源次郎、松元数太郎、宇不金蔵、名越高業、大脇為之。副組頭に名越高業、福元竜之助。小頭に小田駒次郎、浜田庄之助、古川深蔵、山下盛吉、高田虎吉、田之上熊次郎、福元竜之助、小瀬戸佐一、水元亀之助、松元壯、川田代善之進。（以上は昭和十年頃までの人々）

歴代の消防団長は初代宮原長吉、二代森田正夫（この時代までは警防団長と呼ぶ）、三代上村進、四代川田代善之

進（現在）

最後に谷山で起こった大火について述べる。

消防本部には昭和二十三年以降の水火災報告書があり、その以前については記録として徴すべきものがない。昭和二十三年以降には数戸数棟を焼いた火災はほとんど毎年起こっているが、災害補助法を適用した大火はまだ起こっていない。過去の大火として伝えられているものには、(一)宝暦七年（一七五七年）町の大火、(二)万延元年（一八六〇年）十月の和田浜の大火、(三)明治十年の西南役による町麓の大火、(四)大正三年八月の上松崎横町の大火、(五)昭和二十年七月の米軍空襲による町役場周囲の大火などがあげられている。

(一)の町の大火ではその半分が焼失し、(二)の和田浜の大火には焼け出された世帯数九七、非住家四三、罹災者数は四九四人に上っている。その記録は東京大学史料室にあつて、焼け出された世帯主の名前はもとより、焼失した家財や漁具船具などいちいち細かに書かれている。(三)の西南役の戦火には松崎町や麓の全部がほとんど灰燼かいじんに帰している。町で残った建物は土造蔵が三つ四つ、麓で焼かれなかった家は官軍警察隊が屯たくらした伊地知季治宅（当時は茅葺かやぶきであつたが、周囲には家がなかった）と、官軍が事務所として使った名越高朗の新築家屋、それに麓立石馬場の小倉某の家だけとされている。これで見ると焼打ちされた家は数百戸に上り、谷山の大火としては最大のものである。(四)の横町の大火は上松崎の四ツ角の一角から起こり、これが本町の一部と横町に延焼し、横町では古川家は残ったが飛火して横町はほとんど焼けた。(五)の米軍による空襲では役場と小学校は火災を免まぬかれたが、役場周囲の麓と町の一部が焼かれた。また、この日に田辺航空機工場も空襲でやられた。なお、大正三年一月の桜島大爆発には大地震を伴い、谷山で

もあちこちの石塀や棟瓦煙突が壊れ、潰れた家もあつたが、火災は二、三に止まり、大火には至らなかつた。

台風と水害については、過去において幾度となく大被害を受けているが、昭和二十三年以降の風水災としては、昭和二十六年十月十九日のルース台風をもつて最大とし、わが谷山でも死者二十一人、重軽傷者一三三人、家屋の全壊六七八軒、半壊六九五軒、家屋の流失は六五を数え、農作物はもとより道路、船舶などに大被害をこうむっている。

第四節 鹿兒島地方務局谷山出張所

開設は昭和十五年十月一日で、上福元町四九二六番地（現所在地）に鹿兒島区裁判所谷山出張所の名称をもつて登記事務を取り扱つた。昭和二十三年五月鹿兒島県全域を管轄区域とする鹿兒島司法事務局が発足し、谷山は鹿兒島司法事務局谷山出張所と改称せられ、従前通り登記事務を所管した。それから、昭和二十四年六月法務局および地方務局組織規定の施行によつて、鹿兒島地方務局谷山出張所と改称せられて現在に至っている。

昭和二十五年七月、土地台帳および家屋台帳法の改正（昭和二十五年法律第二七号）により、税務署から土地台帳および家屋台帳に関するいっさいの移管を受け、これに関する事務を登記事務と合わせて行なうこととなつた。なお、これよりさき昭和二十年八月六日には戦災によつて庁舎の全部が焼失したので、谷山町煙草耕作組合の建物に移転して事務を取つた。登記簿その他の帳簿書類は防空壕に仕舞つてあつたので、無事災害を免かれた。

歴代の出張所長は次の通り。初代窪園和助、二代上之原熊吉、三代宮田茂春、四代竜野重延、五代浜崎誠二、六代

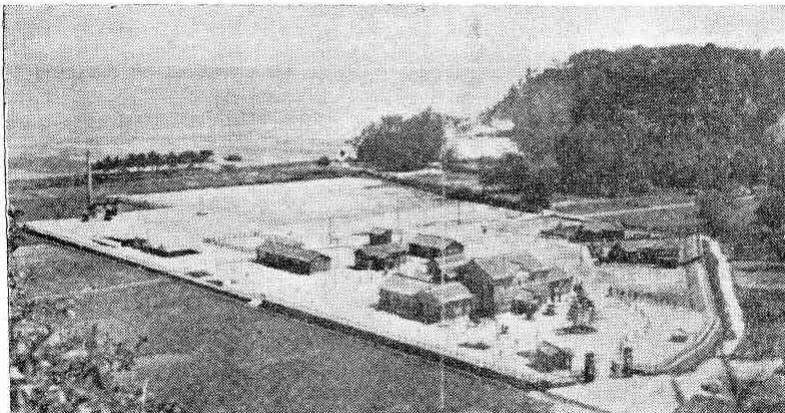
浜田金蔵、七代神野栄吉、八代亀山良夫、九代前田秀二（現在）

第五節 農林省家畜衛生試験場九州支場

明治中期から畜産は農業経営の重要な一部門となり、かたがた家畜の輸入に伴う伝染病の発生を見るに至ったので、当時の農商務省は明治二十四年に東京西カ原の農業試験場内に家畜伝染病室を設けた。かくして、大正十年には家畜衛生の中枢機関として独立した農林省獣液調査所が設けられ、昭和五年青森県七戸町に東北支所、同十一年兵庫県和田山町に中国支所が置かれ、九州支所は昭和十三年二月五日鹿児島に設けられ、同十四年五月四日谷山市の現在地（和田くつわ崎）に本庁舎の落成を見て、九州全県と沖縄、山口の両県を含めて地方病の調査研究を進めた。

其の後、昭和二十二年五月に至り名称を家畜衛生試験場と改め、牛の恐ろしい伝染病を防ぐための免疫血清製造に主力が注がれ、これまでに牛疫や馬疫に対する各種の研究成果をあげて世界的な業績を収めている。牛疫関係の業務は昭和二十七年赤穂支場に移されたが、九州支場では豚コレラの研究や鶏胎化の業務が行なわれ、かつ九州地区における技術指導と疫学調査ならびに診断を担当し、昭和二十七年以来家畜に関する文献や資料も著しく整備されて、九州家畜衛生技術研究会が出来ている。

この試験場は、敷地一二〇〇坪、建物総面積六八八坪、総工費一〇二六五〇円となっている。その主なる施設としては、三つの実験室と冷凍遠心機室、病理室、孵卵器室、種養基洗滌室、採血作室、分注作業室があり、また



製品陳列所もある。この陳列所には、ワクチン十種、免疫血清十二種、診断液九種が並べられており、なお牛と馬の炭疽血清、豚の炭疽血清、ひなの白痢急速診断用菌液が常備され、牛疫血清や豚コレラ血清などは申込み次第頒布される。

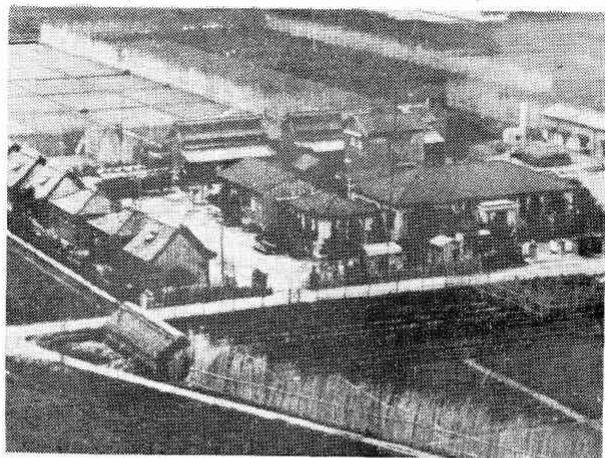
歴代の場長は、初代小国秀男、二代入江良作、三代福所金松となり、現在の場長は岩科一治である。

第六節 専売局鹿児島たばこ試験場

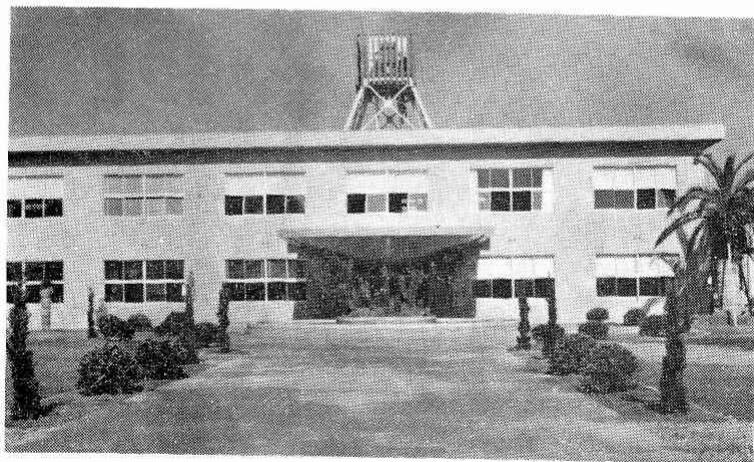
明治三十七年四月煙草専売法の制定によつてたばこの生産、製造販売が一貫して政府事業となり、従来農商務省の所管であつた葉たばこ試験地が大蔵省に移管されて専売局直屬となつた。専売局の試験場として最初に誕生したのが神奈川県秦野たばこ試験場であり、次には明治三十九年に広島県竹原町に試験場が生まれた。続いて同四十一年に本県始良郡帖佐村に葉たばこ試験場が設けられ、内国産葉たばこの増産と品質改良が行なわれた。鹿児島県の「おはら節」に〈花は霧島、煙草は国分〉とあり始良地方は昔からの名産地であつた。

ところで、其の後大正二年に至り竹原と帖佐の両試験場は行政整理のため廃止のやむなきに至つたが、県たばこ耕作組合連合会などが中心となつて設置要望の請願を続け、この間昭和四年に茨木県水戸試験場が認められ、本県は県内産地の誘致競争のために敷地の決定を遅らした。しかし、結局は谷山が鹿児島専売局に近いということと、シラス性土壌で葉たばこ耕作に好適するという条件で、ついに昭和八年十一月谷山に試験場の設立となつた。なお、谷山試験場は業務拡張に伴い、昭和二十八年三月に坂上の笠松に分場を設けて今日に至っている。

谷山にある鹿児島たばこ試験場の特質は温暖多雨地帯における生産性安定向上と緩和葉たばこ生産などを目標とし、増収栽培と共に連作などの開発研究に重点を置いている。葉たばこが本県農家の換金作物の王座を占めることは言



創立当時の煙草試験場



装を新たにした現在の試験場
(昭和40年)

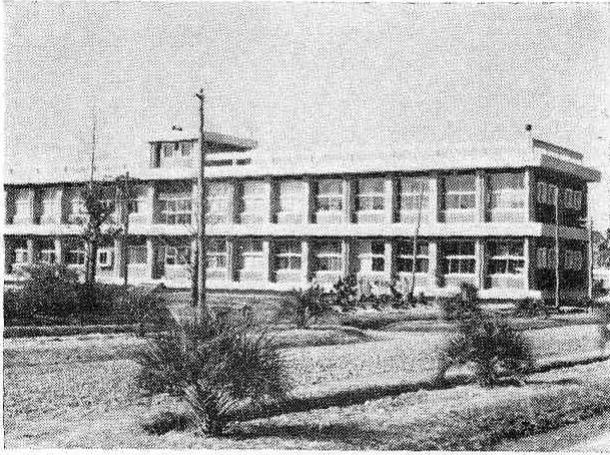
うを待たないところであって、昭和四十年年度における鹿児島県の葉たばこ生産額は五十八億八千百七十余円に達している。なお、谷山の煙草試験場が産地の技術改善に寄与した研究成果としては、(一)植替床育苗法、(二)煙草炭疽病の防除、(三)煙草線中病の防除、(四)モザイク病の総合防除、(五)畦面被覆栽培、(六)野火病の防除などがあげられている。

施設の現況は、本場の庁舎敷地二五二〇坪、試験地八一九四坪。笠松分場の庁舎敷地五二五坪、試験耕地六二九〇坪となっている。なお主なる設備としては人工光恒湿恒室、昆虫生態実験室、乾燥室、蒸気消毒室、ミクロマニプレータ、ワープル詮庄計、ウルトラパーク、ペーパークロマトグラフィ、スペクトロホトメータ、フレームホトメータなどがあり、また文献や資料の大図書館がある。

歴代の場長は次の通りである。初代高橋太郎兵衛、二代中村寿夫、三代石丸明重、四代大熊規矩男、五代河野三雄、六代守屋秋朗、七代高橋達郎となって現在におよんでいる。

最後に、谷山に葉煙草耕作組合ができたのは大正六年ごろからである。(鹿児島県煙草耕作組合連合会が生まれたのは大正四年九月であった)昭和四十年度における谷山の煙草耕作農家は一七五戸で、総反別は三十八町八反歩、その生産額は四千四百七十二万余円である。谷山の耕作者と耕作反別は最近やや減少の傾向にあるが、これは葉煙草に限らず谷山の農業全般についてもいえることである。それは、谷山が鹿児島市のベッド・タウンとして、また谷山の市街地発展によるためである。

第七節 鹿児島県農業試験場



県農業試験場

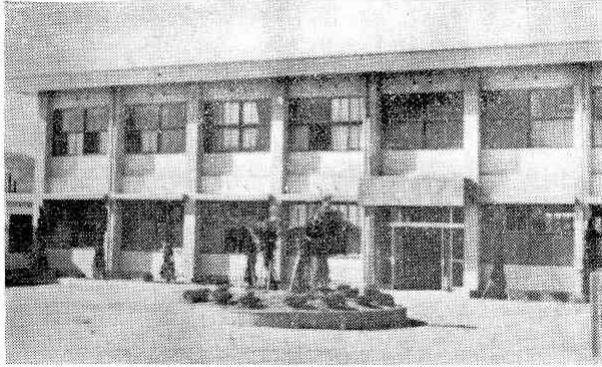
県農業試験場は明治三十三年四月鹿児島市上荒田町に創設され、大正十年種畜分場を設置し、本場は昭和四年鴨池町に移転した。これと同時に、鹿屋土地利用研究所を鹿屋分場とし、また本場茶業部を分離して知覧茶業分場が出来、続いて同年には垂水柑橘^{きき}研究所を垂水柑橘分場に改め、同六年には熊毛分場を設けた。昭和九年には専売局煙草試験場の設置に伴い葉煙草試験を廃止したが、同十年には大島に熱帯果樹を主とする分場を設け、同十四年には枕崎に紅茶試験場を、同十七年には伊作郡菱刈町に北薩試験地を（これは昭和二十二年に廃止）同十八年には指宿町に甘藷新品種育苗圃^{びょうほ}を（これは昭和三十八年に廃止）同二十四年には新製の農業講習所を、同二十五年には経営部と畜産部を併設した。かくして、同年には創立五十周年の記念式典を挙行するとともに、農業振興博覧会を開催した。なお昭和二十八年十二月大島郡大島復帰に伴い、大島分場を復活した。

本場が谷山に移転したのは昭和三十三年一月であつて、田辺に敷地二、一八二・七アールを擁^{よう}して現存している。谷山に移転してから機構は拡大され、三十七年十一月農業講習所を分立せしめるのほか、三十八年二月農業技術展示館を新設し、三十九年九月に鉄筋コンクリート建ての本館を完成した。本館面積は九五四・九平方メートル、工事費は事務費を加えて二、三九六万円、このほかに建物約五十棟。土地面積は、敷地七二三・八アール、田四三七アール、畑五九四・四アール、その他三九一・五アール、計二、一八二・七アールで全国でも有数の大試験場である。機構としては庶務部、作物部、育種部、園芸部、病虫害部、化学部、農機部、調査部、畜産部、経営部が現存し、鹿屋支場、熊毛支場、大島支場、徳之島試験地などを総括している。

県農試が谷山に移転してからの場長は、昭和三十三年九月以来今日まで原田哲治が任命されている。

第八節 鹿児島県中央児童相談所

児童福祉法が昭和二十三年（一九四八年）一月に施行され、鹿児島県は同年四月一日県庁内児童課において児童相談業務を開始し、同時に付設一時保護所を鹿児島市米町の同胞援護会鹿児島支部構内に設置した。翌二十四年二月児童相談所ならびに一時保護所を鹿児島市郡元町二六一九番地に移転した。その後名称を鹿児島県中央児童相談所と改め、鹿屋児童相談所の廃止と共に、県内全域を管轄区域とした。しかし、昭和三十九年三月に至り敷地の狭隘^{わづ}や建物の老

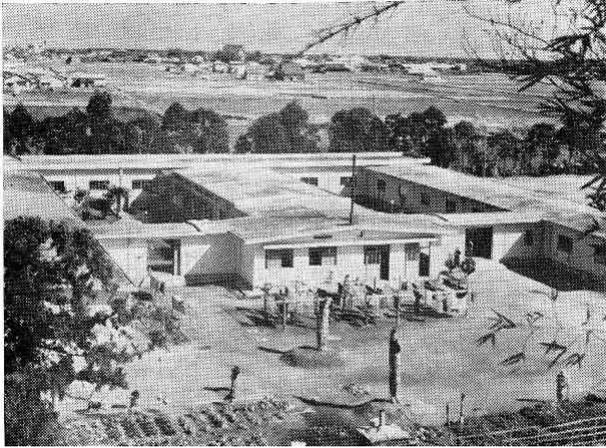


朽化などの理由によって谷山市上福元町六八〇番地に移転することに決まった。

現在、谷山にある県中央児童相談所は、敷地六二二坪、建物本庁舎鉄筋コンクリート二階建てと一時保護所ブロック平屋建て計二二二・七五坪で、昭和三十九年九月末に竣工、翌十月十二日から新庁舎で業務を行なうて現在に至っている。業務内容は、家庭環境に恵まれない児童についての養護相談、身体上の欠陥にもとづく問題についての相談、一般教育相談、教養相談、習癖相談、精神薄弱相談、その他となっている。

歴代の所長は、初代上之園一海、二代杉本正美、三代大内田栄、四代山田秀光、五代毛利寛、六代日高哲志、七代黒木林、八代前田林義（谷山の初代）となつて今日におよんでいる。

第九節 慈眼寺寿光園



慈眼寺にある寿光園は養護老人ホームで、鹿児島県社会福祉事業団（法人）の施設にかかわるものである。この養老施設の目的とするところは、六十五才以上の者にして身体上もしくは精神上または環境上の理由および経済的理由により居宅において養護を受けることの困難なる者を收容保護するにある。

県内にはすでに二十数個所にこの施設ができているが、谷山に設けられたのは昭和三十七年六月一日で、後に慈眼寺寿光園と名称を改められた。敷地千三百坪は谷山市有地の無償供与であり、鉄筋ブロック平屋建て三一七坪（工費二千余万円）は昭和三十五年度お年玉年賀ハガキの共同募金会の寄付金に依るものである。收容定員は七〇人であるが、施設と環境の良さは定評があり、鹿児島市や谷山市のほか県内約二十の市や町から老人が集まり、いつも満員である。園長、書記、指導員、寮母、雇人のほか嘱託医もいて、福祉と健康に奉仕している。

歴代の施設長（園長）は初代野村正綱、二代森山良作となつて現在に至っている。

第十節 錦江赤十字病院

平川にある赤十字病院の前身は、もと鹿児島市郡元の海岸にあつた民営の海浜院であつた。これを大正十二年十二月に日本赤十字が買収して療養所を開設したのであるが、当時の鹿児島市長伊地知四郎（谷山出身）が飛行場の開設と共に平川浜に移転することを決し、昭和十四年五月に平川の現在地に改築移転し、同時に日赤錦江療院と称した。さらに昭和二十六年には療養所錦江病院と改称したが、その後増築を重ねて理想的療養所の実現を期し、諸施設を整備してベッド数も百七十床とし、なお完全看護、完全給食を実施して昭和二十九年九月には医療社会事業を開始した。昭和三十三年度から特別会計指定と同時に錦江赤十字病院と改め、郡元町にある日赤鹿児島県支部構内の鹿児島療養所（昭和二十四年八月設置）を附属施設とし、錦江赤十字病院を県内における赤十字基幹病院として今日に至っている。錦江病院の歴代院長は、初代蓮尾春嘉、二代東野致明、三代三村光男、四代豊留寛、五代山下秀男（現在）となつている。

第十一節 軍馬育成所と谷山受信所

軍馬育成所はもと陸軍省の所管であり、明治十七年に慈眼寺入口の原野に開設された。軍馬を保育するのが目的で、大尉の軍官が指導監督していた。当時ここに軍馬がいくらいたかは明かにされていないが、敷地は三町歩余であり、糧秣りょうまつは谷山の町の商人が数名で納入していたので、軍馬は相当の数に上つていたものと想像される。古来、薩摩地方は馬の産地であり、源平合戦の宇治川の戦陣に「するすみ」「いけづき」の名馬も薩摩から出たものと伝えられる。

この軍馬育成所は俗に軍馬圃ほと呼んでいたが、明治三十九年に閉鎖されて宮崎県の都城方面に移転した。軍馬圃のあとには営林署が置かれ、松や杉や檜ひのきなどの苗木を仕立てた。その後営林署の敷地一部は民間に貸し下げられ、此所に八色彦次郎を社長とする製氷会社が大正五、六年頃できた。この製氷会社は谷山漁港の納屋なやにおける水産物冷凍の水を供給するにあつたが、谷山で会社組織ができたのはこれが最初であつた。数年にしてこの会社も閉鎖されたが、営林署もまたその後に至り慈眼寺の上に移転した。かくして軍馬圃から営林署となり、その跡の一部には護国神社が昭和三十年十一月に創建せられ、また他の一部には慈眼寺寿光園（養老院）が昭和三十七年六月に設置されている。

谷山無線受信所

坂之上東に無線電信電話の谷山受信所があつた。通信省によって昭和五年四月に開局せられ、同二十七年八月に日

本電信電話公社へ移管となり、同三十八年九月通信方式の変更によつて閉局となつた。この間三十三ヶ年の長きにわたり、日本の無線通信界に大きな足跡を残したのである。

いま谷山受信所の歩みを振りかえつてみると、鹿児島那覇間の無線通信を開始するため大正十三年四月に送信所と仮受信所が鹿児島の吉野丘に設置せられたが、業務拡張のために吉野の仮受信所では間に合わなくなり、正式の受信所を昭和五年四月谷山の坂之上に設置したのである。そして那覇、台北、名瀬などの受信業務を引き継ぐと共に、新たに船舶通信を開き、さらに口永良部との無線電信業務を取り扱い、その後昭和十五年までに那覇、名瀬、種子島に無線電話を、東京台北間の航空機との無線電信を开通了。このころが谷山受信所の第一期全盛時代である。それから間もなく大東亜戦争に突入し、電波管制のために谷山受信所の業務は縮小されたが、終戦となり昭和二十一年八月に漸く国内無線幹線系として東京鹿児島間の回線開通によつて活気を取り戻した。引き続き種子島、宮之浦、口永良部との回線や、東京回線に高速度自動印刷通信が採用され、また国内無線支線系として宮崎、福岡、熊本、長崎などとの交信も開始された。この時代が谷山受信所の第二期全盛時代である。その後、通信方式も短波から超短波へ、また極短波へと切り替えられ、この変更によつて谷山では設置場所が不適當となり、ついに昭和三十八年九月に閉局となつたものである。

坂之上には铁塔数基と木柱が高くそびえて谷山の一偉観をなし、戦争中も爆撃を受けずに済んでいたが、いよいよ閉局とともに撤去せられた。鉄筋コンクリートの局舎や木造の社宅は今も残っていて、電々公社関係の人々の社宅として使用されている。そして、この地区は今でも無線部落と呼ばれている。

第十二節 玉里別荘と去来荘

玉里別荘は今から約百年前に島津久光公が第二子の島津忠済のために小松原に建てられたもので、忠済と田鶴子夫人が住まわれていた。普通に玉里別荘と呼ばれ、その建物は平屋瓦葺がき六〇坪であるが、その周囲約三町歩には松が植えられている。この松林はその時に仕立てられたもので、小松原という地名はこれによってつけられたものと言われている。この小松原は永田川下流の海岸にあつて、白砂青松の景勝地である。

小松原には温泉が出るというので試掘されたが岩盤に打ち当り、なまぬるい湯が少量出ている。対岸の長太郎焼の敷地内には数年前に良質の温泉を掘り当てているが、小松原の一隅には最近谷山温泉として温泉センターの優雅な建物が設けられている。玉里別荘はその後民間に譲られて土屋某の所有となっていたが、現在ではラ・サール高校生の宿舎となっている。

○

去来荘は、慈眼寺の北方約千五百メートルを隔てる陣之尾城址の山の中腹に建てられていた山荘である。この山荘は昭和十七年に黒木彌千代の建てた三十坪足らずの建物であるが、桜島の雄姿を取り入れた風光閑雅の仙境であり、また附近は南朝の忠臣谷山五郎隆信が錦旗をひるがえした史跡であり、本城の千々輪城もその隣りに連なっている。

この去来荘には山荘主人が一般の人々にも広く開放していたので、県の内外からの知名の士が多く去来した。「去来荘之記」と、訪客の芳名録二冊は今も残っている。去来荘では、ある時は時事や国事が談ぜられ、ある時は史談会や都市計画座談会が開かれ、ある時は詩吟会や俳句会が催され、またある時は修養道場ともなつて聖賢の書が読まれた。大西郷全伝の著者雑賀博愛はこの山荘に度々訪ずれ、西南の役の第六巻はこの山荘で執筆することになつていたが、東京に帰られてから間もなく病死された。

去来荘はその後十数年にして他に譲渡移転されたが、その屋敷跡には今も早咲きの桜が残つていて、十月から十一月にかけて満開の花を咲かしている。